

令和元年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和元年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月5日（木） 午前9時00分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 議案第 1号	中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
日程第 5 議案第 2号	中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 6 議案第 3号	中川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 4号	中川村積立基金条例の制定について
日程第 8 議案第 5号	中川村印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 6号	中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第 7号	中川村議会の職員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第 8号	中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第 9号	中川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13 議案第10号	中川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第11号	中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第12号	中川村公共下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第13号	中川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第14号	中川村農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18 議案第15号	令和元年度中川村一般会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第16号	令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20 議案第17号	令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第18号	令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第19号	令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第20号	令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	一般質問

7番 桂川 雅 信

- (1) 災害時に一人の犠牲者も出さないために（その4）9項目の提言
- (2) 村の豊かな自然をどのように持続させるか
- (3) 学ぶ喜びをすべての子どもたちに届けるために

8番 柳 生 仁

- (1) 災害について

3番 松 沢 文 昭

- (1) (仮称)中川村農業観光交流センター（以下交流センター）の運営方針と組織形態及び将来ビジョンPART2について

6番 中 塚 礼次郎

- (1) 自動車急加速防止装置 購入補助制度の導入について
- (2) 自然災害による被災農業者への行政支援について

出席議員（10名）

1番	片桐邦俊
2番	飯島寛
3番	松澤文昭
4番	大原孝芳
5番	松村利宏
6番	中塚礼次郎
7番	桂川雅信
8番	柳生仁
9番	鈴木絹子
10番	山崎啓造

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	下平達朗	総務課長	中平仁司
会計管理者	半崎節子	住民税務課長	村澤ゆかり
保健福祉課長	菅沼元臣	振興課長	松村恵介
建設水道課長	小林好彦	教育次長	松澤広志

職務のために参加した者

議会事務局長 井原伸子
書記 座光寺てるこ

令和元年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和元年12月5日 午前9時00分 開会

- 事務局長 ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）
そのままお待ちください。
- 議長 令和元年台風19号災害により被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、災害によりお亡くなりになられた方々に黙禱を捧げます。
黙禱。
[一同黙禱]
- 議長 黙禱を終わります。
- 事務局長 ご着席ください。（一同着席）
- 議長 ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員です。
ただいまから令和元年12月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。
- 村長 改めまして、おはようございます。（一同「おはようございます」）
中川村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたりご多用のところご参集賜り、まことにありがとうございます。
アフガニスタン東部で活動してきたNGOペシャワール会の現地代表の医師中村哲さんらが4日、車で移動中に銃撃され死亡したとの報道が昨夜ありました。1991年に現地に診療所を開設し診療を始めたのを手始めに、25kmに及ぶかんがい用水路を現地の人と開設し1万6,500haの荒野を緑地と農地によみがえらせるなど、信頼と尊敬の日本人であったようであります。清貧にあって、高い志を持ち、現地の人々と一体となった象徴的な日本人指導者が亡くなり、悲しく、非常に残念であります。諸外国で活動する現地NGOや2年の期限つきではありますが毎年のように海外に派遣される青年を初め海外協力隊の人たちに対して、日本からではありますけれども現地と任地での活躍とともに、無事に帰国されることを願うばかりであります。
師走を迎えまして、何かと慌ただしく感じる季節となりました。例年のない暖かさでありますけれども、11月28日、姉妹町村の北海道中川町石垣町長が来村された際、陣馬形山に登り伊那谷を一望していただく機会を得ました。山頂は若干の雪降り、ササの葉にも薄っすら雪化粧した様子に、冬の到来を感じたところであります。村内の果樹農家を訪ねまして、干し柿づくりの様子、リンゴの選果についても視察をしていただきました。
干し柿は、収量は昨年を下回るものの、大きく、干し上げも順調とのことであります。しかし、リンゴにつきましては、春の遅霜に加え、台風19号の強風による落下果

実、枝ずれなど、収量、品質ともにいま一つのことです。糖度は十分高く、昨年の褐斑病による糖度の低い果実のようなことはないようです。村内のリンゴ農家にお聞きしましたが、贈答品扱いの高級品が少ないというようなことのようにありました。

9月29日に陣馬形山ヒルクライムレースを実施しました。当日、降雨を心配しておりましたが、雨降りもなく、218人のエントリーで全員が完走とはいかなかったものの、参加者全員で陣馬形山頂上からの伊那谷の風景を堪能してもらい、改めて、実走した者の得られる達成感とともに、中川村からのみ見られる景色を記憶にとどめていただいたものと思います。参加者からの多くの感想は、初めての大会とは思えない行き届いたものであったとの評価でありました。実行委員の細やかな準備と総勢150人近い協力ボランティアの当日の支えがあればこそでありました。反面、実行委員の過重な負担もあり、来年度以降の開催方法も根本的に見直さなければとも感じております。

また、11月23、24日には第20回アルプス展望さわやかウォークが開催され2日間で450人ほどの参加を得られたところでもあります。節目に当たるとのことから、いつものコースを逆に歩くなど、工夫を凝らした大会となりました。昨年より参加者総数は少なかったものの、2日とも晴れ、特に2日目は、朝から伊那谷特有の朝霧に包まれた中での出発から霧が晴れ麓に残る紅葉の名残を感じながら晩秋の中川の里を満喫してもらうウォークデーとなりました。ここでも支えていただいた多くのボランティアの皆さん、協賛企業の皆様にもあわせて感謝を申し上げます。

このほかにも、10月にはふれあい福祉広場が開催をされました。サンアリーナの会場が定着した感があります。近年では参加者が非常に多く、多彩な催し、発表がされ、幼児から高齢者まで、健常者も障害をお持ちの方も一緒に触れ合いができる楽しい1日になりました。

11月には村の文化祭が開催されまして、文化展とステージ発表が行われました。文化展とステージ発表とも鑑賞させていただきましたが、趣味の延長とは思えない作品に感心をし、楽しみにしていた中孫亭信修さんの新作落語をお聞きし、わかりやすさの中に登場人物をユーモアたっぷりに描き切っていて、感心をいたしたところでもあります。東京で開催されましたアマチュア新作落語サムワングランプリ大会の中での最高賞を受賞されたというふうにお聞きをしております。

産業祭として中川村商工祭、定着をしておりますJ A上伊那支所祭も開催をされ、大勢の人、特に中学生、小学生も手づくりの作品や菓子を販売するなど、商工祭は昨年以上のにぎわいを感じたところでもあります。

11月27日には、全国町村長大会が東京で開催されまして出席してまいりました。急速な人口減少、少子化、基幹産業の農業の衰退など、多くの課題を抱える中で、東日本大地震、熊本地震及び大型台風・豪雨災害等からの復旧、復興の加速化を図り、激甚化、広域化する自然災害に対する全国的な防災・減災対策の強化、第2期地方創生のさらなる推進、TPPや日欧EPA、日米貿易協定の影響を見据え国内農林水産

業対策に万全を期すことなど、12項目の決議を満場一致で採択し、役員の町村長手分けで関係省庁へ要請行動を行ったところでもあります。

先立つ15日は、全国過疎連盟総会が開かれまして、令和3年3月末をもって期限切れとなります過疎地域自立促進特別措置法に続く新たな法律の制定を求める大会ともなりました。

全国町村長大会決議にもあります激甚化し常態化する自然災害にことしも見舞われる事態となったわけでもあります。長野県には、台風19号の記録的な豪雨により千曲川が破堤し洪水に見舞われ、甚大な被害が発生をいたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福を祈るとともに、一日も早くもとの生活に戻れますよう復旧を願うばかりですが、永久凍土の解凍、豪雨、大規模な山火事、間伐、これらの発生など地球規模の環境の激変は、温室効果ガス、二酸化炭素濃度の急上昇にあることは疑う余地はなく、豪雨災害に道路の強靱化、河川の堤防かさ上げ、崩壊危険谷合いの砂防堰堤の設置など、急務であると同時に、温室効果ガスの排出削減の取り組みを一層進める必要があります。

村は、地球温暖化対策実行計画をことし策定いたしました。パリ協定に基づき2030年度には2013年比で温室効果ガス26%減を上回る40%削減目標を掲げ、実効ある取り組みを行うことを計画として挙げております。その1つが望岳荘に導入するまきボイラーによる重油の削減を図るものであります。

一方、この削減目標では地球の回復力を失わせてしまい、温度2℃の上昇を超えて1.5℃に削減しようという方向に世界は急速にかじを切りつつあります。

まず、村の公共機関からの二酸化炭素排出総量削減は、実行計画に沿って確実に進める必要があると考えております。

さて、本議会でご審議をいただきますのは、条例改正議案14議案と令和元年度一般会計補正予算と特別会計・水道事業会計補正予算の6議案、合わせて20件の議案でございます。

令和2年度から始まります会計年度任用職員の給与等に関する新設条例及び関連する条例の一部改正、議会からご指摘のありました基金の運用目的の明確化と災害に備える基金の新設についての積立基金条例等、ボリュームのある提案でございます。

何とぞ、慎重なご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会のごあいさつといたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により6番 中塚礼次郎議員及び7番 桂川雅信議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日

12月5日から11日までの7日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第14号までの条例案件、議案第15号から議案第20号までの各会計補正予算、以上については上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までお願いします。

引き続き一般質問を行います。

6日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後は全員協議会を行います。

9日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いします。

10日は議案調査とします。

最終日の11日は、午後2時から本会議をお願いし、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から11日までの7日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から11日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した陳情については、議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所轄の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況について報告を求めます。

なお、この件は後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

報告を求めます。

○振興課長 報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況についてをご説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき、同社にかかわる第49期の経営報告及び決算並びに第50期の事業計画について報告するものです。

報告書にありますように、中川観光開発株式会社の第49期の決算は、総売上1億5,618万円で、前期比101.3%、202万円の増と、前年を上回りました。しかし、最低賃金の急激な上昇、人手不足、従業員の高齢化等により労働総生産性が悪化し、最終

損益は313万円の赤字となった。

宴会部門は、宴会そのものの減少に加え、1組当たりの客数の減少も重なった。

個人客の中でのネット予約比率については、SNSの発信を始めて、前期43.4%であったものが46%まで上がり、年間を通じて50%という当初の目標に手が届くところまできている。

インバウンドの基礎固めは、音声翻訳デバイスの導入、フリーWi-Fiの設置、クレジットカード決済の取り扱い開始なども計画どおりに進んだ。

第50期においては、引き続き宿泊客数の増を考え、個人客に対してはインターネットによる集客をさらに増加させるため、観光シーズンのSNSの情報発信の強化をする、団体客に対しては協定を結んだ総合案内所や旅行会社と連携して営業を行い、件数を増やしていく。

IT関連の計画については、フロントシステムの入れかえを行い、フロント作業の軽減を図る。また、キャッシュレス決済の流れに対応し、クレジットカード決済取り扱いの開始に続き、当期はQRコード決済など他のキャッシュレス決済も検討し、利用者の満足度と事務の効率化に努めていくといった方針が9月30日に開催された株主総会で確認されています。

村といたしましても、この施設が村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からのご支援をお願いしまして、この場での説明とし、詳細につきましても、席を改めて説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第4 議案第1号 中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

日程第5 議案第2号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

日程第6 議案第3号 中川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

以上の3議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第4 議案第1号から日程第6 議案第3号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、まず議案第1号について提案説明をいたします。

新設の条例であります。

提案理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によって新たに会計年度任用職員制度が創設されたことから、これを当村にも導入するため本案を提出するもので

あります。

村では、一般職の常勤職員以外に、いわゆる臨時職員を多数雇用しております。これらの職員は、本来であれば一般職の非常勤職員と位置づけられるべきでしたが、これまでは地方公務員法の規定が不明確で、団体ごと特別職の非常勤職員であったり臨時的任用職員であったり取り扱いが定まっていませんでした。

会計年度任用職員は、地方公務員法に新たに一般職の非常勤職員として位置づけられたもので、フルタイムとパートタイムの2種類の任用形態がありますが、本案はフルタイム任用の会計年度任用職員の給与について定めるものであります。

条例の内容ですが、まず給与と支払方法について、第2条から第6条までにおいて、一般職の職員の給与に関する条例の適用を受け、行政職給料表を準用し、給与の支給方法は一般職の常勤職員の例によることとします。

第7条から第14条では、時間外勤務手当を初めとする各種手当について、一般職の常勤職員の例によることと定めます。

なお、会計年度任用職員には勤勉手当はございません。

条例の施行は令和2年4月1日からとします。

なお、現在臨時職員として任用されている方が引き続き同じ職務内容の会計年度任用職員に任用された場合に、本条例の規定によると給与の年間総額が下がってしまうようであれば、必要な調整ができる旨、附則に規定いたします。

続きまして、議案第2号について提案説明いたします。

こちらも新設の条例で、議案第1号と同じく新たに会計年度任用職員制度が創設されたことから、これを当村にも導入するため本案を提出するもので、本案はパートタイム任用の会計年度任用職員の報酬等について定めるものであります。

条例の主な内容ですが、まず第2条で報酬について、議案第1号で提案いたしましたフルタイム任用の会計年度任用職員に係る給与条例に応じて算定する基準月額をもとに、そのパート職員の1週間当たりの勤務時間や1日当たりの勤務時間に応じて月額、日額、時間額を算定する方法を定めるとともに、時間外勤務報酬を初めとする各種報酬と期末手当及び費用弁償を支給する旨を定めます。

第2条では時間外勤務報酬の計算方法を、第3条から第6条では休日勤務、夜間勤務、特殊勤務の各報酬について一般職の常勤職員の例によることを、第7条では期末手当についてそれぞれ定め、第8条から第10条では報酬の支払い方法などを定めます。

第12条では、いわゆる通勤手当を費用弁償として支給することを定めます。

条例の施行は令和2年4月1日からとします。

なお、フルタイム任用の場合と同じく、現在臨時職員として任用されている方が引き続き同じ職務内容の会計年度任用職員に任用された場合に必要な調整ができる旨、附則に規定いたします。

続きまして、議案第3号について提案説明いたします。

こちらは、地方公務員法の改正によって新たに会計年度任用職員が創設されること

に伴って関係条例を整備するため本案を提出するものであります。

条例の内容ですが、第1条で中川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例において各任命検事が村長に人事行政の運営の状況を報告すべき職員に非常勤職員であるフルタイム任用の第2号会計年度任用職員を加えます。

第2条で、中川村職員の分限に関する条例において休職させる期間の上限と定めている年数を会計年度任用職員については任期の範囲以内とします。

第3条で、中川村職員の懲戒に関する条例においてパートタイム任用の第1号会計年度任用職員の報酬も減給の対象とします。

第4条で、中川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例において非常勤職員の勤務時間は常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3以内としている規定を職務の性質に応じて弾力運用できるものとします。

第5条で、中川村職員の育児休業等に関する条例において育児休業をした職員が職務に復帰した場合の公休の調整の対象となる職員及び育児休業中に勤勉手当が支給される職員には、会計年度任用職員は含めないこととします。

第6条は、法改正により項がなくなったことによる改正であります。

第7条で、中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例において公民館の館長、正副部長及び社会教育指導員について定めている箇所を、これらの職が第1号会計年度任用職員となることから削除します。

条例の施行は令和2年4月1日からといたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから本3議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

これから議案第1号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから議案第2号の採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
 次に、議案第3号について討論を行います。
 討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第3号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 日程第7 議案第4号 中川村積立基金条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 それでは、議案第4号について提案説明をいたします。
 提案理由は、これまで個別の条例で設置していた各基金について設置目的や用途を
 明確にし、あわせて整理、再編、新設するため本案を提出するものであります。
 条例の内容ですが、まず第2条で積立基金を別表の形で一覧にまとめました。かね
 てから議会全員協議会で説明してまいりましたとおり、財政調整基金から介護給付費
 準備基金までの特定目的基金13基金であります。うち教育文化振興基金と災害対策
 基金は新設の基金になります。
 第3条から第7条は、積立金額、管理、運用益金の処理、繰りかえ運用及び処分につ
 いて共通した事項を定めるものであります。
 この条例の制定に伴って、附則の第2条で中川村財政調整基金条例以下10の個別
 の基金条例は廃止いたします。
 また、国民健康保険支払準備基金は国民健康保険条例の中に規定されていますので、
 附則の3条で国保条例の該当部分を削除する改正を行います。
 なお、この条例の制定に伴って整備、再編することとなるふるさと創生基金、中山
 間地域保全基金、ふるさと応援基金及び公共施設整備基金は、今後、年度末までの間
 に取り崩して積み直す必要がありますので、附則の第4条でこれらの基金は出納整備
 期間中は存続する旨を定めます。
 条例の施行は令和2年1月1日からといたします。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。

○5 番 次に討論を行います。
 討論ありませんか。
 (松村 利宏) 私は賛成の立場で討論させていただきます。
 中川村積立基金条例を目的及び用途ごとに区分し改定したことは評価できるという
 ふうに考えます。
 平成29年、九州北部豪雨、平成30年、西日本豪雨、令和元年、台風19号と過去7
 年の台風、線状降水帯、ゲリラ豪雨を考えると、中川村が安全だと考える時代が終了
 したと思います。台風19号では、千曲川の越流、決壊により床上浸水が多数発生しま
 した。床上浸水すると、壁、床を取り除き、乾燥させてから修繕することが必要にな
 り、修繕するためには多額の資金が必要になります。災害には上限がないことを考え
 ると、中川村災害対策基金は災害予防、災害復興のため重要だと考えます。
 また、小中学校は2020年度からプログラミング教育により物事の考え方を身に着
 ける重要な教育が始まります。このためには、多種の情報機器・機材を使用するとと
 もに、小中学生が楽しく理解しやすい教育を受けるため各種教材が必要になります。
 時代とともに機器、機材、教材の更新が必要になることを考えると、中川村教育文化
 振興基金は教育環境の整備のため重要だと考えます。
 中川村国民健康保険支払準備基金、中川村介護給付費準備基金は、国民健康保険及
 び介護保険事業の健全な運営を図るため重要です。しかしながら、両事業は今後経費
 が急増するため、村民に合致した事業を効率的に、施策を村民とともに考えていくこ
 とをお願いします。
 基金の処分は基金の設置目的に沿った事業を行う必要があるときでできることになっ
 ておるわけですが、村民が困っているときに使用できることが重要です。設置目的に
 ついては不断の見直しを行い、基金の処分を公正に行うこともできるようにお願いし
 ます。
 以上お願いして、討論といたします。
 ○議 長 ほかに討論ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 これで討論を終わります。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 日程第8 議案第5号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正す
 る条例の制定について
 を議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 ○総務課長 それでは、議案第5号について提案説明申し上げます。
 本年6月14日、青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関

係法律の整備に関する法律が公布されました。この法律は、青年被後見人、被補佐人の人権が尊重され、青年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、青年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るもので、地方公共団体の条例等についても法律の公布の日から原則六月以内に所要の改正を行うことが求められており、今回関係する3つの条例を改正するため本案を提出するものであります。

条例の内容ですが、第1条で印鑑の登録及び証明に関する条例において印鑑の登録を受けることができない者とされている箇所の表現を改め、第2条で中川村個人情報保護条例において自己に係る保有個人情報の閲覧を法定代理人が請求できる規定の箇所の表現を改め、第3条で中川村消防団の定員及び任用に関する条例において欠格条項とされている部分を削除し、あわせて字句の修正を行います。

条例の施行は公布の日からといたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第6号について提案説明申し上げます。

例規集は1巻781ページからになります。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じて村の一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものであります。

人事院は、本年8月7日、国家公務員の給与改定などについて政府に勧告を行いました。

内容は、俸給表の水準の引き上げと一時金の引き上げ主なものであります。

給与改定に係る勧告の概要は、1、月例給は民間企業との格差0.09%を埋めるため

俸給表の水準を引き上げる、2、一時金、いわゆるボーナスは昨年8月から本年7月までの直近一年間の民間のボーナスの支給実績から期末勤勉手当の支給月数を年間で0.05月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分する、3、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げる、このことにより手当額が2,000円を超える減額となる職員には一年間減額幅を2,000円にとどめる経過措置を行う、4、実施時期は、月例給は平成31年4月から、一時金は令和元年12月期から、住居手当については令和2年4月1日とするというものであります。

国においては、人事院勧告に従った給与関係法の改正法が11月15日に成立しました。当村でも国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うものであります。

改正内容ですが、2ページ目、第1条では、条例第27条第1項第1号の一般の職員の特定職員及び特定幹部職員の勤勉手当総額に係る支給率をそれぞれ100分の5引き上げます。このことにより本年12月期に支給する勤勉手当が100分の5増になります。

また、別表第1 行政職給料表を表のとおり改めるものであります。

続きまして、6ページ目、第2条です。

まず、会計年度任用職員の創設によって、これまで給与条例が想定していた一般職の非常勤職員の報酬は、第1号議案及び第2号議案でお認めいただきました会計年度任用職員の給与あるいは報酬に関する条例の対象となりますので、条例第2条の該当部分を削除し、条例第36条で非常勤職員の給与は別に条例で定めることとします。

次に、条例第16条の2の住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、条例第16条の3の住居手当の計算方法を変更します。

最後に、第1条で条例第27条を改正して100分の5引き上げた勤勉手当を6月と12月とに平準化するように勤勉手当額の支給率を100分の2.5減じます。

実施時期は、附則の第1条で本則第2条に関しては令和2年度からの施行とすることを、附則の第2条で本則第1条関係の月例給については平成31年4月から、一時金については令和元年度12月期からとすることをそれぞれ定めます。

また、住居手当の額が2,000円を超える減額となる職員には一年間減額幅を2,000円にとどめる経過措置について附則の第4条で定めるものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第7号 中川村議会の職員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第7号について提案説明いたします。
例規集は第1巻の703ページからになります。
提案理由ですが、人事院勧告に準じて村の一般職の職員の給与改定を提案いたしました。議員の皆様も同様に改正を行うため本案を提出するものであります。
改正内容ですが、第1条では条例第5条第2項の期末手当の支給月数を100分の5引き上げます。
第2条では、第1条で100分の5引き上げた支給月数を6月と12月とに0.025月ずつ分けて配分するという改正です。
第1条は公布の日から、第2条は来年4月1日からの施行とするよう附則の1条で定め、期末手当は令和元年度12月期とすることを附則の第2条で定めるものであります。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
なお、この件につきましては、桂川議員より質疑のための参考資料持ち込みの申し出がありましたので、許可してあります。ご承知おきください。
質疑どうぞ。

○7番 (桂川 雅信) 質問ですが、今回の提案については、7号8号、提案理由が一緒ですので、私の質問は7号8号同一とお考えください。
議案7号8号の提案理由が一般職の給与改定に準じてとありますが、行政職一般職の給与改定をすることがどうして特別職常勤職員の給与や議員報酬、期末手当に連動するのか、その根拠を示していただきたい。
質問の主旨ですが、もともと行政職、一般職の給与は人事院や人事委員会が公務員労働者の生活実態と他産業とのそれとを比較して決めているはずで、給与そのものも地域住民の生活実態を反映した仕組みになっており、労使の合意をもとに決められています。したがって、市町村においてもそれらの結果をもとにして職員の給与を決定する根拠明白であります。
しかし、議員報酬は、公務員の給与とは全く異なる考え方で設定されているはずであります。公務員の給与が変動したからそれに連動して改定するものではないはずで

あります。
一般職の期末手当は生活給の一部であり、特別職の報酬は職務給的な扱いであると考えられています。これは実態を見ればわかることで、公務員給与は期末手当も含めて地域的な差は全国で極端に広がらないようになっていますが、特別職の報酬は地域差が歴然としております。特に町村の議員報酬は極端に低く抑えられており、一般職の給与体系とは関係なく設定されていることがわかります。したがって、一般職の期末手当が変動したから特別職も変動させるという根拠は成り立たないと思います。このことは旧自治省も指摘しており、昭和48年12月10日、自治給第77号自治省行政局公務員部長通知では明確にこのことを述べております。お配りした資料にもありますように、後段ですが、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはおのずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものであり、したがって一般職の職員の給与改定に伴い特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、法の趣旨に違背するばかりでなく、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することがないように厳に留意されたいとあります。
ご意見を伺いたいと思います。

○総務課長 まず、一般職の給与改定と常勤の特別職及び議会の議員の期末手当との改定との関係というご質問としてお答えを申し上げます。
まず、費用弁償を除いて、期末手当を含めた議員に給付される全てを報酬等とくくすることは、広い意味ではできるでありましようが、議員報酬に関する条例では報酬と期末手当とを明確に区分しており、地方自治法でも議員報酬の支給は義務、期末手当の支給は任意と定めておりますので、法的には別のものであると解釈をしております。この解釈は常勤の特別職の給与と期末手当についても同様であります。期末手当は、6月と12月とに支給するという、その姿から、いわゆるボーナス的なものと理解をしております。このことは社会通念としても通用するものと考えます。常勤の特別職の期末手当につきましては、一般職の職員の例により算出と条例で規定されておりますので、一般職の期末勤勉手当の改定とあわせて改定をしております。これが一般職に準じてという提案理由の意味であります。
ご指摘の自治省の通知は、一般職の給与改定に自動的に連動する方式を否定しております。議員の報酬や常勤の特別職の給与に関してはそのとおりであると考えますし、議員ご質問の趣旨につきましてもそのとおりと考えますが、議員報酬とは別に期末手当を支給することとしていること及び常勤の特別職と議会の議員との額はともかく報酬その他の給付についての均衡という2点から、議員の皆様も議会の議員につきましても常勤の特別職の期末手当との改定と軌を一にして期末手当を改定してきております。
準じてという理由が的確でないとするれば、改める必要もあろうかと思いますが、意

味としては通用するものと考えております。ただし、議会の議員に関しては、準じるのは一般職にではなく、常勤の特別職にとすべきでありましょう。議案の提案を、まず一般職、次に議会の議員、その後に常勤の特別職という順にしておりますので、後から出てくる常勤の特別職に準じてという表現は適当でないと考えて一般職に準じてとってきたところであります。今後は、提案の順序を変えることも考えてまいりたいと思います。

○議 長 ほか質疑ありませんか。
○7 番 (桂川 雅信) 今のご意見については、私、後で反論のほうで、反対意見のほうで申し上げたいと思います。

以上です。

○議 長 ほか質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで質疑を終わります。
次に討論を行います。
討論ありませんか。

○7 番 (桂川 雅信) 7号8号に反対する立場で意見を述べます。

反対する理由は次の4点であります。

第1に、もともと成り立ちや性格の異なる期末手当であるのに、一般職の期末手当が変動したから特別職である議員の期末手当を変動させる根拠は乏しいと考えます。もし、議員の期末手当を変動させるのであれば、報酬審議会において毎年必要な報酬額の改正を行えるように報酬審議会条例の改正を行うべきと考えます。

第2に、期末手当は給与や報酬と異なるので報酬審議会にかけなくてもよいという意見もあります。今の課長の答弁もそうだったと思いますが、これには幾つかの問題があります。地方自治法第203条第3項では、普通公共団体は条例でその議会の議員に対し期末手当を支給することができるとしており、同じように204条では地方公共団体は地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員に給与や旅費を支払うよう指示し、第2項ではこの常勤の職員らに退職手当を含めた諸手当を条例で支給できるとしています。しかし、この条文の主語である地方公共団体とはどの機関を指しているのかを考えたとき、ここに執行機関としての村長を当てはめると、村長が自分自身や議会議員の報酬あるいは期末手当を提案することになってしまい、お手盛り批判やなれ合い批判を招くことになってしまいます。このため、昭和39年に自治省は特別職報酬等審議会の設置に関する条例準則を示し、附属機関である審議会に条例改正の諮問を行うように指導したのであります。報酬審議会は本来特別職の報酬全体に関する条例改正について審議を行うべき機関であって、期末手当や報酬や給与でないから審議しなくてよいというのは、財政民主主義や財政の透明性の観点から見ても実態に即してないと考えます。

第3に、国の提示した特別職報酬審議会条例準則には報酬や給与を所掌事務事項として記載されており、期末手当については触れてないという意見もありますが、もと

もと地方自治法では期末手当を地方公共団体が支給すべきものとは規定していないために、つまり期末手当は支給しなくてもよいものなのですが、準則にはそのことを記載しなかっただけだというふう考えられます。このことをもって期末手当について報酬審議会にて審議を行う必要はないとは言えないのであります。あえて言えば、全国では報酬審議会条例に期末手当に関する条例改正を審議対象として掲げている自治体もあり、さらに一般職の給与の条例改正を行った際にも意見聴取の諮問を行うようにしているところもあります。これはお配りした参考資料2のところに、さいたま市や新潟市の例を挙げておりますが、新潟市などは政務調査費なども報酬審議会の諮問にかけるようにしてあります。最近調べたところでは、全国の自治体でもかなり多数の自治体が報酬審議会において期末手当の審議をしているというところがかかりに上っております。

第4に、期末手当を報酬や給与と切り離して考えること自体が住民の感覚と離れていると私は思います。既に期末手当は庶民の感覚では生活給の一部であり、給与と一体なものです。確定申告では議員報酬や期末手当は一括して報酬としてみなされておらず、これらを分離して報酬審議会に諮問するしないを決めること自体が現実に即しておりません。また、国の地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定においても議員報酬と議員期末手当が計上されていることから見ても、地方自治法上では支給しなくてもよい期末手当ですが、税法上も財政上も国が既に報酬と期末手当は一体として考えていることは明らかであります。これらのことから見ても、期末手当の増減を提案する際には報酬審議会の意見を聞いて条例改正の是非を検討すべきであります。

以上の点から、議案第7号8号は手続上の不備があり、特別職の給与や報酬の決定過程における透明性を高めるという観点から反対の意思表示とします。

毎年報酬審議会を開催することは、行政側にとってはとても手間暇がかかることだということはおわかりますが、民主主義とは時間のかかるものだとことをぜひご理解いただきたいと思っております。

昭和39年に報酬審議会条例準則が示されてから半世紀以上が経過しております。期末手当だけでなく、特別職の給与や報酬に対する考え方が変化していることも事実でありますから、実態に即して住民に開かれた財政運用となるように期待をしたいというふうに思います。

また、県下で、あるいは上伊那の自治体で期末手当の条例改正で報酬審議会を開催していないとしても、まず「隗より始めよ」ということで進めるべきである私は考えます。

以上です。

○議 長 ほか討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 長 [賛成者挙手]
賛成多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第8号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第8号について提案説明申し上げます。
例規集は第1巻721ページからになります。
提案理由ですが、人事院勧告を通じて村の一般職の職員の給与改定を提案させていただきました。村長、副村長及び教育長の期末手当も同様に改正を行うため本案を提出するものであります。
改正内容ですが、第1条では条例第2条第2項の期末手当の支給月数を100分の5引き上げます。
第2条では、6月と12月とで異なっている支給月数を平準化し、第1条で100分の5引き上げた支給月数を6月と12月とに0.025月ずつ分けて配分するという改正です。
第1条は公布の日から、第2条は来年4月1日からの施行とするよう附則の第1条で定め、期末手当は令和元年12月期からとすることを附則の第2条で定めるものです。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議長 長 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第9号 中川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、議案第9号について説明をさせていただきます。

新旧対照表を裏面につけてありますので、あわせてごらんください。
例規集は5巻の51ページからです。
災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い本案を提出するものです。
災害等やむを得ない理由による償還金の支払い猶予、死亡または著しい障害による償還免除、貸し付けを受けた者またはその保証人の収入、資産の状況について報告を求めることについて規定したものです。
また、市町村は災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議するため、条例の定めるところによって審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものです。
施行は公布の日からで、令和元年8月1日から適用するものです。
以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
[賛成者挙手]

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
日程第13 議案第10号 中川村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14 議案第11号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15 議案第12号 中川村公共下水道処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案第13号 中川村農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17 議案第14号 中川村農業集落排水事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について
以上の5議案について、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第 13 議案第 10 号から日程第 17 議案第 14 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長 それでは、議案第 10 号について説明をさせていただきます。

提案理由ですが、公営企業会計のさらなる適用の推進について及び公営企業会計の適用の推進にあたっての留意事項について総務書より通知があり、人口 3 万人未満の市区町村においても令和 5 年度までに公営企業会計への移行が必要であるとされました。村の下水道事業を令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法の規定の全部を適用し公営企業会計に移行するため本案を提出するものであります。

例規集につきましては第 2 巻の 2501 ページからとなります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を参照しながら説明をさせていただきます。

まず題名ですけれども中川村水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めます。

また、第 1 条の見出し中、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加えて、その下に第 2 項として水道の関係、下水道事業の関係についての設置のほうを追加しております。

また、第 7 条第 1 項以降、第 4 条まで、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加えて各条を繰り下げております。

また、第 3 条第 1 項中ですが、「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）」を「令」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条を第 4 条としております。

また、第 2 条につきまして、第 1 項が水道事業、また第 2 項を公共下水道事業、第 3 項を農業集落排水事業としております。

それから、第 2 条を第 3 条としまして、法の適用を第 2 条といたしまして、地方公営企業法「以下「法」という。）」第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令を「令」としております。

また、附則につきまして、この条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

続きまして、議案第 11 号をお願いいたします。

提案理由になりますが、国土交通省から青年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 17 日に交付をされまして、政省令以下の法令等における欠格条項の見直しについても基本的には一括整備法の整備方針を踏まえた対応を行う方針が示されたこと及び下水道事業について地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行するため本案を提出するものであります。

例規集につきましては第 2 巻の 1421 ページからとなります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を参照しながら説明をさせていただきます。

第 8 条の 2 第 3 項第 1 号中「エ」を「オ」に改めまして、「ア」を次のように改めます。「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」

○議長

また、第 8 条の 3 第 1 項第 4 号中、「ウ」を「エ」に改めて「エ」を「ウ」とし、「ウ」の次に「エ」を追加しております。

それから、第 2 条第 10 号から第 31 条になりますが「規則」を「規定」に改め、また、「村長」を「管理者」に改めております。

なお、附則で、この条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

続きまして、議案第 12 号をお願いいたします。

提案理由になりますが、下水道事業を令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法の規定の全部を適用し公営企業会計に移行するため本案を提出するものであります。

例規集の該当ページにつきましては第 2 巻の 1453 ページになります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を参照しながら説明をさせていただきます。

第 3 条中「村長」を「管理者の権限を行う村長（以下「管理者」という。）」に改め、また、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 条から第 14 条までの規定中「村長」を「管理者」に改めるものであります。

なお、附則につきまして、この条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

続きまして、議案第 13 号をお願いいたします。

こちらにつきましても下水道事業を公営企業会計に移行するため本案を提出するものであります。

例規集の該当ページにつきましては第 2 巻の 1469 ページとなります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を参照しながら説明をさせていただきます。

第 3 条第 1 項中「村長」を「管理者の権限を行う村長（以下「管理者」という。）」に改めまして、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 11 条及び第 2 条中「村長」を「管理者」に改めるものであります。

なお、附則で、この条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

続きまして、議案第 14 号をお願いいたします。

提案理由になりますが、こちらにつきましても下水道事業を公営企業会計に移行するため本案を提出するものであります。

例規集の該当ページにつきましては第 2 巻の 1488 ページになります。

改正の内容につきましては、新旧対照表を参照しながら説明をさせていただきます。

第 2 条第 2 項中「村長」を「管理者の権限を行う村長（以下「管理者」という。）」に改めまして、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 7 条中「村長」を「管理者」に改めるという内容でございます。

なお、附則で、この条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

説明を終わりました。

これから本5議案について一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
これから議案第10号について討論を行います。
討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第10号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号について討論を行います。
討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第11号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第12号について討論を行います。
討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第12号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第13号について討論を行います。
討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第13号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第14号について討論を行います。
討論ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第14号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩とします。
再開を10時30分といたします。
〔午前10時13分 休憩〕
〔午前10時30分 再開〕
○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き会議を続行します。
お諮りします。
日程第18 議案第15号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第4号）
日程第19 議案第16号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20 議案第17号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第18号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22 議案第19号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23 議案第20号 令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
以上の6議案について、議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第18 議案題15号から日程第23 議案題20号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○副 村 長 それでは初めに、議案第15号 令和元年度中川村一般会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。
初めに第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ3,730万円を追加し、総額を36億5,920万円とするものであります。
第2条 地方債の補正は、第2表 地方債の補正によるものであります。
今回の補正は、歳入では村税の収入見込みによる増額、各種分担金、負担金、補助金等の調整、ふるさと応援寄附金の収入実績による増額など、歳出では、先ほどお認めをいただきました職員の給与改定による人件費のほか、今年度の執行状況及び今後必要となる予算について所要の補正を行うものであります。詳細につきましては事項

別明細書でご説明をいたします。

1 ページから4 ページの第1 表 歳入歳出予算補正は、款、項ごとの補正額及び補正後の合計額であります。

5 ページをごらんください。

第2 表 地方債補正は追加と廃止及び変更で、追加と廃止は林道点検診断業務委託について、廃止の表の備考欄にございますとおり、事業内容から過疎対策事業債のハードからソフトに変更をされたものであります。

変更は、表に記載をしてあります3 事業について限度額の変更を行うもので、望岳荘木質バイオマスボイラー設置事業 660 万円、村道維持管理事業 520 万円の増額は過疎債の2 次申請により増額をされたもの、社会体育館トイレ改修工事 330 万円の増額は事業費の増に伴い緊急防災・減災事業債の限度額を変更するものであります。

以下、事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

初めに8 ページ。

1 款 村税であります。今年度の課税実績及び収入見込みにより補正をするもので、村民税は個人現年課税分が 580 万円の増、固定資産税は現年課税分が 829 万 1,000 円、滞納繰り越し分が 246 万 1,000 円の増で、滞納繰り越し分につきましては昨年度設置事業者の倒産により未納となっております太陽光発電施設に係る固定資産税が債権の清算により全納されたものが主なものであります。

軽自動車税は、従来の異種別割が 41 万円の減、環境性能割が 5 万円の増であります。

9 ページ、2 款 地方譲与税の森林環境譲与税は、今年度分の収入見込みにより 34 万 6,000 円の減。

10 ページの 14 款 分担金及び負担金の農業費分担金 297 万 5,000 円は、県営農村災害対策整備事業片桐地区田島揚水工事の地元分担金であります。

児童福祉費負担金 135 万円は、10 月から保育無償化により徴収することとなった入所児童の副食費につきまして、9 月補正では食材費の一部として諸収入で計上いたしました。規則において負担金として徴収することとしたため、歳入科目を変更するものであります。

11 ページの 16 款 国庫支出金の総務費補助金 22 万 5,000 円は、マイナンバーカードの交付を促進するための事務費補助金であります。

土木費補助金は、住宅等耐震改修事業の申請見込みにより 91 万 7,000 円を減額するものであります。

12 ページの 17 款 県支出金の社会福祉費補助金 25 万 6,000 円は、福祉医療給付事業の補助金の増。

児童福祉費補助金 1,000 円は、消費税増税に伴い今年度に限り支給される未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金の申請に係る事務費であります。

農業費補助金 150 万円は、農業人材力強化総合支援事業補助金の追加交付決定による増。

土木費補助金は、先ほどご説明をしました住宅等耐震改修事業の県補助金分 63 万 7,000 円の減額であります。

委託金は、県民税徴収事務取扱費 30 万 6,000 円の増額と統計調査費委託金 2,000 円の減額であります。

13 ページ、18 款 財産収入の物品売払収入 7 万円ではありますが、これは、チャオの地場センターのリニューアルに合わせて従前のペレットストーブからまきストーブに切りかえたため、従前のペレットストーブの売り払いを行ったものであります。

14 ページ、寄附金、学校教育費寄附金は、県外の2 人の方からいただいた一般寄附金、合わせて 30 万円。

ふるさと応援寄附金は、インターネットのウェブサイトを紹介した寄附金の増により 100 万円を増額するものであります。

15 ページの 22 款 諸収入の預金利子は、予算調整のための更正減。

雑入の 10 の公有建物共済金は、10 月の台風 19 号の強風により被害を受けた公共施設、東小学校、いわゆり荘バス車庫、小渋湖温泉の屋根の損害に対する共済金と中学校の窓ガラス破損に対する共済金であります。

22 の消防団公務災害補償 63 万 7,000 円は、10 月 25 日に発生をいたしました横前の S P F 種豚センター火災の際に負傷した消防団員 2 名に対する給付金であります。

56 の陣馬形の森公園維持管理協力金 29 万 9,000 円は、本年 6 月から避難小屋付近に協力金箱を設置し施設の維持管理に対する協力を呼びかけてまいりましたが、これまでに 30 万円ほどのご協力をいただきましたので増額をするものであります。

81 の保育所児童副食費 135 万円の減は、先ほどご説明したとおり雑入から負担金に組み替えるものであります。

16 ページの 23 款 村債につきましては、第2 表 地方債補正でご説明した内容の補正でございます。

続いて歳出についてご説明をいたします。

なお、人件費に係る補正につきましては給与改定に伴うものが主なものでありますので、説明を省略させていただきます。

初めに 18 ページからお願いします。

2 款の総務費であります。2051 文書費の役務費、通信運搬費 36 万 4,000 円の追加は、郵便料金改定等に伴う増額であります。

2151 会計管理費の消耗品 44 万円は、コピー機、印刷機のトナー、インク代の追加とコピー用紙等用紙代の単価の引き上げによる増額であります。

19 ページ、2202 庁舎管理費の委託料 83 万 1,000 円は、役場庁舎空調設備の改修工事の設計業務委託料の増額。

18 の備品購入費 45 万 1,000 円は、基幹集落センターの音響設備に不具合がありますので、これを更新するものであります。

2255 のふるさと応援寄附金関連事業 64 万 3,000 円は、ウェブサイトを紹介した寄附金の増加に伴い、返礼品等関連予算を追加するものであります。

2258 地域おこし事業は、地域おこし協力隊に係る規定予算の調整であります。

次、20 ページの 2401 村営バス運行事業であります。巡回バスの一般修繕料 80 万円の追加。

続いて 10 の諸費 2432 防犯対策費は、村が管理する防犯灯の修繕料 20 万円と地区の防犯灯設置に対する補助金 4 万円の追加であります。

2433 防災対策費の需用費、消耗品 52 万 7,000 円は、10 月の台風 19 号の際、被災地へ支援物資として送った村の災害用備蓄品の保存食の補充等、村で避難所を開設した際に使用した物品の補充であります。

委託料は、木造住宅耐震診断 5 軒分を当初予算で計上しておりましたが今年度の要望が 2 軒であったため 19 万円を減額するものと、防災行政無線子局の支障木の伐採費用として 21 万 8,000 円を追加するものであります。

補助金は、木造住宅耐震改修補助金、当初 2 軒分を見込んでおりましたが、今年度要望がなかったため全額を減額するものと、防災士資格取得補助につきましては新たに 4 名の方から申し出があったため 13 万 2,000 円を追加するものであります。

21 ページ、2498 ふるさと応援寄附金は、ふるさと応援寄附金の増額 100 万円を基金に積み立てるもの。

2501 戸籍住民基本台帳費の旅費 7 万 8,000 円と 22 ページの役務費手数料の 3,000 円及び上伊那広域連合負担金 36 万 3,000 円は、来年 4 月から予定をしております各種証明書類等のコンビニ交付に向けて必要な経費の追加であります。

需用費、消耗品 4 万 5,000 円は、マイナンバーカードの窓口申請用の周辺機器等の購入費であります。

2603 の指定統計費の補正は、実績見込みによる予算の調整であります。

23 ページ、3 款 民生費であります。4410 障害者支援事業、償還金利子割引料 475 万 1,000 円は、前年度の障害者自立支援給付金及び障害児入所給付金等国庫負担金の精算金。

4420 福祉医療費給付事業、扶助費の 185 万円は、障害者医療給付費の増に伴い追加をするものであります。

4407 介護保険事業の給料及び職員手当等が増額となっております。これは、今年 10 月の人事異動により職員 1 名が保育所から在宅介護支援センターに異動となったため、10 月以降の人件費を保育所から老人福祉費に組み替えるものであります。

続いて、24 ページの 4408 老人福祉施設管理費の需用費 28 万 6,000 円は、介護予防センター東館の自動ドアの修繕料。

4501 児童福祉費の委託料 5 万円は、保育園の建築物定期報告書作成業務委託料の追加。

補助金は、一時保育の需要増により 20 万円を追加するものと、児童福祉施設におけるインフルエンザ蔓延予防のため保育所、児童クラブ、バンビーニの臨時職員等についてインフルエンザ予防接種費用の補助を行うこととしたため、1 人当たり 1,000 円、59 名分を新たに計上するものであります。

交付金 36 万 2,000 円は、新たに村外の保育施設への入所希望があったため追加するものであります。

4601 保育所費の需用費 35 万 2,000 円は、保育所施設等の修繕料。

25 ページの委託料 42 万 3,000 円は、来年度計画をしております片桐保育園の長時間保育室、事務室等へのエアコン設置工事に係る設計業務の委託料であります。

4602 子育て支援事業は、つどいの広場バンビーニの運営経費の追加補正で、内訳につきましては記載のとおりであります。

26 ページの 4 款 衛生費であります。4851 環境衛生費の報償費 3 万円と旅費 5 万 6,000 円は、来年 1 月 31 日に予定をしております水環境基本法勉強会の講師招聘のための費用であります。

27 ページ、6 款 農林水産業費であります。01 の農業費の 5101 農業振興事業補助金 46 万 4,000 円は、村単の農業担い手支援事業への追加申請があったため追加するものであります。

5110 農業観光交流事業、旅費 7 万 7,000 円は、県外での物産販売等に係る旅費の追加。

5104 人・農地問題解決事業、交付金 100 万円は、国補助金の追加交付決定による増額であります。

28 ページ、林業費、5651 林業振興事業は、木の駅事業に係る地域再生マネージャー事業関係費の補正と、役務費の 20 万 6,000 円は望岳荘バイオマスボイラーの都市計画法に基づく建築許可申請にかかる手数料の追加。

公有財産購入につきましては、さきの議会全員協議会でご説明をいたしました官行造林契約地の契約期間満了に伴い現況の状態が買い取る費用として 261 万 4,000 円を追加するもので、買い取り後は元所有者から寄附を受けて村有林として管理を行うものであります。

29 ページ、5653 林道改良事業の財源組み替えは、林道点検診断業務に係る村債について過疎債のハードからソフトへ変更したもので、金額、財源の変更はありません。

30 ページ、7 款 商工費の 5852 獣肉加工施設維持管理事業の需用費、光熱水費は、獣肉加工施設の夏場の利用が多かったため電気料 7 万円を追加。

5910 観光施設管理事業、需用費の追加は、陣馬形の森公園トイレの利用が多かったことにより増額するものであります。

小渋湖温泉屋根修繕の 33 万円は、歳入でご説明をいたしました 10 月の台風 19 号の強風により建物の屋根の一部が破損したため修繕を行うもの。

委託料 1 万円は、かつらの丘の枯損木の伐採業務の委託料であります。

31 ページ、5942 ふれあい観光施設管理事業、工事請負費 209 万円は、望岳荘について県から指摘のあった都市計画法上の改善事項に係る改修工事費であります。

32 ページの 8 款 土木費であります。6401 道路維持管理費の工事請負費 400 万円は、地元要望箇所等の現地調査の結果、早急な対応が必要な箇所の道路修繕工事費の追加。

6602 公園管理費の需用費 10 万円は、大草城址公園トイレの修繕料であります。

33 ページ、6651 住宅管理費の需用費 60 万円は、公営住宅、村営住宅の一般修繕料で、今年度これまでの入退去軒数が例年より多かったため入れかえに伴う修繕費が増加したものであります。

34 ページの 9 款 消防費、非常部消防費の災害補償費 64 万円は、歳入でご説明をいたしました 10 月の種豚センター火災の際に負傷した消防団員に対する補償金。

需用費、消耗品 8 万 4,000 円と役務費の 5 万 5,000 円につきましては、同じく種豚センター火災の際に使用した物品の補充と防火衣のクリーニング代であります。

手数料の 30 万 5,000 円につきましては、消防団積載車に搭載されている消火器の使用期限が来ているものが確認をされたため更新を行うものであります。

35 ページ、10 款 教育費であります。教育総務費、7003 教育委員会事務局費の補助金 3 万 2,000 円は、児童福祉費でご説明したように学校教育施設におけるインフルエンザ予防対策として教育委員会関係の臨時職員の予防接種補助として 32 名分を計上するものであります。

7010 学校給食センター運営事業の需用費 55 万円は、調理用機器等の修繕料。

小学校費の東小学校管理費の修繕料 50 万円は、台風 19 号により破損した校舎の屋根の修繕料であります。

36 ページ、7103 東小学校教育振興費の補助金 2 万 1,000 円は、小学生の陸上競技大会東海大会に児童 1 名が出場した際の補助金。

中学校管理費、需用費 25 万円は、学校施設の一般修繕料の追加。

中学校教育振興費の需用費 10 万円と備品購入費の 20 万円は、歳入でご説明をいたしました教育寄附金としていただいた 30 万円を活用してバレーボールのボールと音楽室の音響機器を購入するものであります。

37 ページ、文化財保護事業の報酬 8 万円は、今年度作成を進めております郷土学習資料集の作成委員会の開催回数が増えたため追加をするものであります。

文化センター管理事業、備品購入費の 30 万円は、文化センター屋外に設置をしております木製ベンチが老朽化により損傷が激しく危険であるため 10 台を更新するものであります。

次のアンフォルメル中川村美術館管理事業と NV サウンドホール管理事業は、いずれも施設の修繕料で、サウンドホールにつきましては 2 階のギャラリーと階段等に設置してある手すりのすき間が大きい小さい子どもさんの転落の危険性があるという利用者からのお声があり、転落防止ネットを取りつけるものであります。

保健体育費の体育施設管理事業、需用費 16 万 5,000 円は、サンアリーナの森の修繕料。

工事請負費の 330 万円は、今年度実施を予定しております社会体育館トイレの洋式化改修工事について、当初予算では既設の和式便座を洋式化するための最小限の工事費を想定して見込んでおりましたが、実施設計段階で現場を精査し設計検討する中で、特に女子トイレにつきましては便器の配置を含めて全面的な改修が必要となったため

工事費を増額するものであります。

最後に、38 ページの予備費で 9 万 3,000 円を追加し、予算の調整を行います。

以下、39 ページから人件費の補正に伴う給与費明細書等を添付してございますので、ご確認をお願いします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○保健福祉課長

まず、議案第 16 号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 230 万円を追加し、予算の総額を 4 億 4,700 万円とするものです。

最初に歳入ですが、国 6 ページをごらんください。

国保連合会から返還となる平成 31 年 2 月診療の精算分、平成 30 年度保険給付費等普通交付金 323 万 9,000 円は、指示により雑入等の科目で収入するため諸収入へ計上します。

なお、一旦受けた交付金ですが、医療給付は県の交付金により行われるため、令和 2 年 3 月以降に県へ返還を行います。県での正式な額が未確定のため、返還額等の詳細につきましては近い提案とさせていただきます。

国 5 ページの国民健康保険税で予算額を調整しました。

続いて歳出ですが、国 7 ページから国 8 ページをごらんください。

保険給付費は、退職被保険者の給付額増により療養給付費 45 万円、療養費 1 万円、高額療養費 15 万円の増となります。

審査支払手数料は、レセプト審査件数の増により 10 万円の増となります。

国 9 ページの予備費で予算額を調整しました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第 17 号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、予算の総額を 6 億 4,600 万円とするものです。

最初に歳入ですが、介 5 ページをごらんください。

国庫支出金は、現年度分保険者機能推進交付金 68 万 7,000 円が交付となります。

介 6 ページの支払基金交付金は、前年度精算のため 1,000 円が交付となります。

介 7 ページの諸収入で予算額を調整しました。

続いて歳出ですが、介 8 ページをごらんください。

総務費は、介護予防ケアマネジメント業務委託の委託人数の増により 34 万 5,000 円の増となります。

介 9 ページの食糧費 1 万円は、賄材料費から科目更正を行いました。

介 10 ページの諸支出金は、過年度分採取還付により 5 万 1,000 円の増となります。

介 11 ページの予備費で予算額を調整しました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長 議案第 18 号第 19 号及び 20 号について提案説明いたします。

まず、議案第 18 号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案いたします。

今回の補正は給与改定に伴う人件費調整のための補正でありまして、歳出にかかわる総務費の増額と補正額調整のための予備費を減額するもので、歳入歳出総額に増減はありません。

歳出は 3 ページをごらんください。

7801 総務費は給与改定による給料、手当等を 3 万 9,000 円増額し、4 ページ、予備費を同額の 3 万 9,000 円減額して収支調整したものであります。

続きまして、議案第 19 号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

農業集落排水事業の補正につきましても給与改定に伴う人件費調整のための補正でありまして、歳出にかかわる総務費の増額と補正額調整のため予備費を減額するもので、歳入歳出総額に増減はありません。

歳出は 3 ページをごらんください。

7901 総務費は給与改定等による給料、手当等を 4 万 6,000 円増額し、4 ページ、予備費を同額の 4 万 6,000 円減額して収支調整をしたものであります。

続きまして、議案第 20 号をお願いいたします。令和元年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案説明いたします。

今回の補正は、収益的支出では給与改定に伴う総係費の不足を計上するものです。

予算書本文第 2 条で収益的支出、水道事業費用の営業費用に 9 万 6,000 円を追加し、支出総額を 1 億 1,339 万円とするものであります。

また、第 3 条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 9 万 6,000 円増額し 1,615 万 3,000 円とするものです。

8 ページ、予算実施計画明細書をごらんください。

収益的支出では、総係費を給与改定に伴う職員の手当等で 9 万 6,000 円増額します。

以下、補正予算に関する説明書といたしまして予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算、予定貸借対照表、そして給与費明細書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから本 6 議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

○5 番（松村 利宏） 2 つ質問したいんですが、林業振興事業の官行造林契約国持ち分の購入は、購入原野等における荒廃林地の復旧を図るため、大正 9 年以降、国が地方興行団体等と契約し植林してきた官行造林を経済状況、木材市況や制度に対する関心の薄れ等により資源が飽和状態であり、立木売り払いが行われるために行うことになっていることを確認しておりますが、木材市場を考えると、村が保有している官

行造林契約国持ち分購入は今後も行うことが考えられます。村が保有している官行造林契約国持ち分の面積、予想送金額っていうのはその都度わからないかと思いますが、あと、村有林としてどのように管理していくかということの概略をお聞きしたいと思います。

2 つ目は、観光施設管理事業の消耗品費、陣馬形山とかトイレ、それから高熱水道費、陣馬形山ですかね、それから修繕費で小渋湖温泉の屋根の補修、これ台風 19 号っていうことですが、補正予算としては非常に小さい額なわけですけれども、年間、観光施設管理っていうのは今後どんどん増えていくことが予想されます。その中で、陣馬形の管理、それから小渋湖温泉の管理っていうのは今後どのように考えておられるかっていう 2 点、お願いします。

○振興課長 初めに 29 ページの公有財産購入費、官行造林契約地の持ち分の買い取りの件でありますけれども、今回買い取る部分も含めて、村と契約している面積については約 200ha ございます。今回買い取りをするものについては 97ha でするので、約半分買い取るということになります。

今後の官行造林の契約地につきましては、契約が切れるのが令和 11 年ということで、10 年後に約半分の 100ha ほどが対象になります。それについては 10 年後ですので、どういう状況になっているかわかりませんが、大きく変化はないということになれば、今回と同様に国の持ち分の買い取りというような状況になるかというふうに思います。

金額につきましては、今回につきましては ha3 万円ということで 300 万円ほどになります。10 年後についても大きく変化がなければ同様の数字になるかというふうに想定をしております。

今後の管理につきましては、村有林として適正に管理していくということが望ましいというふうに思います。現在、契約が満了するということになると、60 年生の主にからまつということになりますけれども、そのまま主伐をするのか間伐をして長伐期にしていくとかという管理については今後の検討になるかと思っておりますけれども、いずれにしても村有林として適正に管理していくということが望ましいというふうに思っております。

2 つ目の商工費の部分であります、1 つ目であります、陣馬形の管理につきましては、議論も重ねてきまして、今後の管理等も含めまして有料化が望ましいということで、その方向で検討をしております。それに合わせまして有料化の方法ですとか管理の方法、また村内への波及効果等も含めて検討をしているという状況でございます。

小渋湖温泉の屋根の修繕につきましては、先ほどの説明でありましたとおり台風 19 号の強風によりまして小渋湖温泉の屋根の部分のトタンがめくれ上がっているという状況でございます、今現在、仮設で雨漏りのないようにしておるわけなんですけれども、施設の維持ということもあまして、今回修繕をするというものでございます。今後の活用につきましては、小渋湖温泉の単体だけの振興ではなく、村全体の観光ま

た商業の振興について広く計画をまとめたほうがいいだろうということで、小渋湖ですとか陣馬形、四徳、チャオ周辺等々も含めた観光振興計画的なものを策定いたしまして、統一した考え方で観光振興を図っていきたいという中で、小渋湖についてもその中の計画の中で進めていきたいというふうに考えているところです。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○8 番 (柳生 仁) 34 ページの 2711 の消防団員の公務災害でございますけども、本来、災害現場で消防団員が活躍するときに、できるだけ被害に遭わないということから村では重装備を進めておりますけども、今回、今まで経験のない火災現場ってということで、石灰などからやけどを負ったって話を聞きました。その中で、担当に聞きますと、まだ、これで治療が終わったわけじゃなくて、まだまだ治療が続くという話でございましたけども、治療がいつまでつくのか、また、そういった団員へのお見舞いとか補償とか、また休暇とか、そういったのはどうなっているのか、また、こういった火災現場における消防団員の安全対策をどういうふうに検討されたか、お聞きします。

○総務課長 消防団の公務災害補償につきましては一定の基準のもとに行っておりますので、現在ははっきりした部分について今回補正をしたということでございます。

今後につきましては、回復の度合い等も、最後どのくらいになるか、まだ確定はいたしません、その時点で所要の措置を講じるというふうに考えておるところでございます。

今回の反省を踏まえまして、団の装備については、個人管理になっておるものについては改めて点検を十分するよというところでお願いをしたところでございます。どういったものが今後必要になるかについては、その結果を踏まえた中で、必要であれば整備をしていくという考え方でおります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑を終わります。

次に、議案第 15 号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案題 15 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案題 16 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案題 17 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案題 18 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案題 19 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから議案題 20 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は追って通知します。

[午前 1 1 時 1 3 分 休憩]

○議長 [午前11時14分 再開]
会議を再開します。
日程第24 一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
7番 桂川議員。

○7番 (桂川 雅信) さきに通告いたしました内容に従って一般質問を行います。
全部で3問ありますが、最初の1問は9項目提言をしておりますので、一括して質問をさせていただきますので、1問についてはまとめてご回答いただきたいと思ます。
近年の異常気象により全国で豪雨災害が頻発していることは、多くの国民が認識しているはずですが、しかし、それは全ての国民が災害時の避難行動に結びつけているとは言いがたいのが実情です。その最大の要因は、人々はみずからの不幸な予測を可能な限り排除しようとする心理的な要因にあるとされており、それが正常性バイアスの根源にあります。災害のたびに指摘される我が家は大丈夫という意識を転換させるには日常的、社会的な取り組みが不可欠であります。
さらに、この正常性バイアスが生まれる要因の1つに経済成長期に築造されたダムが洪水防御機能をうたっていたことも大きく影響しています。
しかし、昨年の西日本豪雨で表面化したのは、今日の異常気象下ではダムの洪水防御機能は限定的であり、これに依存することは危険であるという点でありました。ダム計画時の数十年前には想定していなかった事態、すなわち緊急放流と河川のピーク流量が複合するような現象が発生し、ダム自体が災害の引き金になる可能性もあることを下流域住民は理解しておくべきであります。
防災対策はハードとソフトの両面で行うべきであり、洪水対策でいえば、越水しても破堤しない、あるいは破堤しにくい堤防の整備は緊急課題であります。ソフト面での住民意識や社会構造の問題としても検討すべきであることを行政に強く要請するものです。
台風19号による被災地の状況は、この社会的取り組みの地域差が表面化した側面もあり、自治体の規模にかかわらず全ての市町村が積極的に取り組むべき課題を示していると考えます。以下に事例に即して提言をまとめましたので、村長の回答を求めます。
提言1、避難勧告後の避難実態を詳細に把握するためアンケート調査を実施し、村民にその解析結果を知らせて啓発活動を全損で繰り返し行う。
村内では、避難勧告により開設された避難所に避難を行った住民は6カ所に14世帯34人と報告されていますが、対象となった浸水想定区域には100人弱の村民が居住していたはずで、避難率は3分の1程度にとどまっています。しかも、避難を行った村民は地区別に大きな特徴が見られるようであり、行政としてこれらの実態を深刻に受けとめるべきだと考えます。
今後は、早急に今回の避難勧告対象区域の方々にアンケート調査を行い、その結果

を詳細に解析して村民に知らせるべきです。避難勧告を知っていたか、あるいは避難勧告とはどんな場合に発令されるか知っているか、避難勧告を知っていても避難をしなかったのはなぜかなどなど、これらの集計結果について村内に知らせて今後の啓発活動に生かし、空振りでもよかったと考える災害文化を育てるべきと考えます。

今後、最も心配されるのは土砂災害への対応です。土砂災害警戒情報が発令された際には、本当に村民はご自身の判断で避難できるのでしょうか。浸水は川の水位で判断できるのに比べて、土砂災害の予兆はさらに見えにくいいため、我が家は大丈夫といった安易な正常性バイアスは特に出やすいのです。

気象庁が発する土砂災害警戒情報は、過去に発生した土砂災害をくまなく調査した上で、この基準を超えると過去の最大の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害は既に発生していてもおかしくないという基準を設定し、避難にかかる時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたときに速やかに発表されています。

土砂災害警戒情報が発令された際に警戒区域の村民が避難行動を開始するような取り組みを行政としても工夫する必要があると考えます。

提言2、高齢者や独居老人の避難を確実にを行うため、村外の家族からの連絡や地区内での助け合い行動計画を再検討する。

避難情報が村外の家族にも緊急情報として連絡をとれるようにしておき、避難情報が発令された際には、常日ごろから村内在住の家族に避難するように連絡をとってほしいことを事前に周知しておくべきだと考えます。

避難指示や避難勧告の際に独居老人で移動手段を持たない村民をどのように避難所に移動してもらうかを改めて地区別に検討すべきではないか。その上で、必要な訓練を毎年1～2回行うべきと考えます。日常生活で経験していないこと、訓練していないことを緊急時に実施することは大変困難であります。これまで社協のほうで福祉の立場から避難を考えるような見守り活動が行われていると思いますが、これからは防災活動の視点から見守りの活動、あるいは避難活動の工夫をすべきというふうを考えます。

提言3、情報伝達は切迫感、緊迫感を持って提供する。

気象庁や放送局は、緊急時の情報提供時の発表方法を工夫するようになっています。村の有線放送で避難情報を流す際には、切迫感、緊迫感を持って提供する必要があります。

県内の被災地では、消防団員が有線では聞こえていない可能性があったので半鐘を鳴らして危険を知らせたという報道があり、事実、それを聞いて避難した高齢者がいたそうであります。有線放送で半鐘を連打して危険を知らせることなど、緊急時に危険を知らせる方法や、あるいはアナウンス方法についても検討すべきでしょう。大切なことは、命を守る行動をとってほしいという気持ちを心を込めて伝えるということであり、緊急放送は通常の放送と異なるという心構えと意識を持つことが必要です。このための訓練も行政内部で行うべきと考えます。

提言4、避難場所の安全を確保し、避難所の生活環境を改善しておく。

中川村の指定避難場所が警戒区域に存在する場合もあり、2次災害を防止するためにも全村の避難場所を再度見直して、警戒区域にあるものは再構築するまで避難場所の再指定をすべきであります。

また、避難場所は単に避難できればよいという考え方から、日常生活に早期に戻るための場として捉えるようになっており、避難施設の生活環境を改善するため、冷暖房設備や洋式トイレの設置状況を調査し、次年度以降の改善計画を立てるべきであります。

同じ災害国であるイタリアでは、実は法律ができておまして、国民サービス設置法という災害時の法律ができておまして、この法律によりますと、被災後から直ちにトイレ、キッチンカーによる食事など、ベッドなども用意されていると、準備されているという状況であります。

被災生活が日常生活と離れたものにならないようにする仕組みを早期に国も自治体も含めて取り組むべきであるというふうに考えます。

提言5、アスベストの有無の実態調査を全ての避難所に拡大する。

さらに、避難所の安全対策としてアスベストの有無の実態調査も地区集会所などにも拡大して行うべきであります。平成17年度、平成28年度などに国からの指示により繰り返しアスベスト調査が行われているはずですが、総務省通達では地方公共団体が所有する施設となっており、地区集会所や消防団詰所などについて調査が行われていない可能性が高いと思います。2006年以前に建設された地区集会所や消防団詰所など、村民が日常的に使用している施設については、書類審査も含めて調査を早期に終了させるべきであります。2006年以降完成の建物は、労働安全衛生法施行令の改正を受け、アスベストの含有量は重量の0.1%と越えるものは製造、輸入、使用は禁止となっていますが、それ以前の建物は法律でアスベストを全面的に規制していたわけではありませぬので、建物によっては施工時に使われていた可能性があります。アスベストの有無は、建築年数や目視調査だけでは最終的な判断が困難であり、もし建物内に使用が発見された場合、健康被害へのリスクがあるほか、メンテナンスや解体に関するコストが高くなってしまいうため、地震や浸水で被災した建物を解体する場合なども含めて、建築物にアスベストが存在するかどうかを事前に調べておくことは重要な課題となっています。

また、災害廃棄物の処理で問題になるのは、有害廃棄物の解体や搬出です。災害時の報道にはほとんど出てまいりませんが、被災地での有害物質の流出は近隣の重大な環境汚染につながってしまい、廃棄物処理を行う業者や災害ボランティアにも健康被害をもたらすことになってしまいます。

中でも所有者が気づかずに建物内部にアスベストが使用されている場合などは、知らずに被曝してしまう可能性があり、事前のその存在を確認しておく必要があります。

最近のニュースでは、民間の建築物のついてもアスベスト調査に補助しようという動向、厚労省の審議会で見解が出ているようであります。来年度以降、実施される可

能性もありますので、このようなことも踏まえて調査をしていただきたいというふうに思います。

提言6、広域停電時にライフラインを継続させる計画を立てる。

今年の台風で千葉県では広範囲に長期の停電に陥り、県民の生活に大きな打撃を与えてしまいました。直接的な原因は送電線網の倒壊などによるものですが、現実には東京電力の防災対策の問題があることが明らかになっています。私たちは、これまで電力会社が停電は長くても3日間という宣伝を信じ込んできましたが、現実には広範囲に、しかも停電が長期化する姿を目の当たりにしてしまい、改めて電気が生活機能維持の生命線であることを思い知らされました。

近年の災害は、直接死よりも災害関連死が大きいことが指摘されており、停電によりライフライン停止の長期化を今後は予測をして対策を急がねばなりません。大地震による災害以外は、ライフラインである上下水道などのパイプラインは、一般的には被害を受けておらず、電力さえ復帰すれば正常に作動するものも多いのです。

特に上水道施設の送水側は、ポンプの稼働が確保さえできれば、各家庭への供給は短時間で可能になります。村内の上水道施設も広域停電時を想定して主要な揚水設備が稼働できるような非常時電源を確保しておく計画も立案して、次年度予算編成に生かすべきであります。

提言7、上水道水源は複合的に確保しておく。

上水道水源については、かねてから地下水と表流水をあわせて確保しておくように主張してまいりました。それは、自然現象によってどちらかが機能しなくなったときに、片方で緊急避難的に補完できるからであり、上水道水源の危機管理としては重要なテーマであります。幸い中川村は2つの水源に恵まれており、この環境を維持すべきであります。

飯島町との協定により上水道水源に余裕ができる可能性があることは大変喜ばしいことではありますが、このことをもって村内の地下水源を廃棄してしまうことなどは考えるべきではありません。地下水源は使用しなくなると劣化が始まりますし、そもそも監視機能がなくなってしまうため、いざ再稼働したいときに目的を果たせない場合もありますので、日常的に継続して使用する手法を検討すべきであります。

また、地下水源も永久に使用できるものではないことも昨年指摘したとおりであり、揚水量が減少し始めることは、地下水そのものが減少したことよりもストレナーの目詰まりなど施設の物理的影響による場合も多いので、長く使用するための工夫を検討しつつ、新規地下水源の確保も計画的に行っておくべきです。

広域的に大災害に見舞われた際、あるいは与田切川の上流域での災害が発生した場合、飯島町が通常どおりに送水できるかどうかは未知数であり、逆に中川村から地下水資源を分配することも緊急避難的にはあり得るかもしれません。村内での地下水源は複合的な上水道水源として将来的に確保しておく道を検討すべきであります。

提言8、地域継続計画と事業継続計画の検討を始める。

災害に見舞われた地域がすぐに取り組むべきは人命救助であることは論を待たない

でしょう。しかし、災害から一定期間を過ぎた後には、人々の生活再建と地域経済の復興への道筋をつけていかねばなりません。また、これらの行程を行政は庁舎が被災したとしても継続的に業務を継続できるシステムを事前に構築しておく必要があります。例えば役場庁舎が被災してしまった際、どこに拠点を移すのか、その際に通信機能をどのように確保するのか、職員の参集範囲をどうするのかなどなど、事前に決めておくべきことは多岐にわたっていますが、行政全体がこの内容で意思統一されている場合とそうでない場合とでは、被災直後の地域の立ち上がりに大きな差が出てしまいます。

国は、かねてから業務継続計画、BCPの策定を求めており、県下では小谷村が平成29年4月に小谷村業務継続計画地震対策編を策定しているのので、参考にしてみることを推奨します。

また、被災地が速やかに再生するための地域継続計画、DCPの立案を念頭に、村内の企業グループや建設業界と協力して検討会を立ち上げるようなことも少しずつ手をつけるべきでありましょう。被災してから復旧を考えるのではなく、事前に地域で合意形成ができることから復旧のあり方を考えておくことは、地域を再生するスピードに大きな影響を与えるものであります。

提言9、行政の防災担当係を独立させ、災害予防と緊急時対策を充実させる。

現在の交通防災係の職務は、交通安全、防犯、防災、消防団、消防施設、交通災害共済、バス事業、交通施策などとなっており、年間を通して発生する防災関連の業務に日常的に取り組めるような体制になっておりません。ここまでに挙げたようなテーマに優先順位を決めて実行に移すだけでも、かなりのマンパワーと時間が必要です。一定規模の自治体であれば防災対策室や危機管理担当課が対応すべき内容を担うことになりませんが、村の場合は、さらに人口規模にふさわしい、かつ現実に増大する災害想定に対応できる、それなりの陣容を整えるべきであります。交通施策も重要であります。防災対策は人命と地域経済の存続にかかわるものであることに最大の留意をしていただきたいと考えます。

1問目はこれで終わりますので、ご回答をお願いします。

○村長 災害時に一人の犠牲も出さないためにということで9つの提言をいただきました。その中でご質問を具体的にさせていただいておりますので、そってお答えを申し上げます。

まず、提言の1、避難勧告後の避難実態を詳細に把握するためアンケート調査を実施し、分析結果を村民に知らせ啓発活動を全村で繰り返し行う。

まず設問ということで、そのうちの1、台風19号の避難勧告対象住民にアンケート調査を実施して、分析結果を村民に知らせる、空振りでもよかったと思う災害文化を育てるってということについてでございますが、須坂市でアンケート調査を実施いたしました。年内にも報告が出るというふうに聞いております。この勧告の意味を知っていたか、避難しなかった理由は何か、ご自身の経験、判断か、介助がないと避難できないのかなどを問うというような簡易の項目ならば実施してみる価値はあると思いま

す。ただし、これは現場が一番よくわかっておりますので、その現場と打ち合わせをした上で検討するというところでございます。

その2であります。土砂災害警戒情報が発令した際、警戒区域の村民が避難行動を開始するような取り組みを行政としても工夫する必要があるということについてありますが、土砂災害警戒情報発令の避難勧告はレベル4となっております。村内の一律発令ではなく、対象区域に対して発令していく必要があるというふうに考えておまして、その際、どこの避難所に避難するのかを含めて、自主防災組織ごとの避難計画を立てることとあわせて考えてまいりたいと思っております。今年度から行っております地区防災マップづくり事業では、地区ごとに災害発生前の自主避難を進めるための話し合いを行っていただいております。来年度以降も引き続き取り組みを進めます。また、まだまだ数が3カ所程度かと思っておりますので、来年度は加率的にこの数を増やしてまいりたいというふうに思っております。

提言2、高齢者や独居老人の避難を確実にを行うため、村外の家族からの連絡や地区内での助け合い行動計画を再検討すべきであるということについてであります。

まず、避難指示、避難勧告の際に独居老人で移動を手段を持たない村民をどのように避難所に移動してもらうか、改めて地区別に検討すべきであると、なお、必要な訓練を1～2年に1回は行うべきであるということについてであります。ご指摘のとおり、誰も逃げおくれず、誰も命を失わないようにするためには、独居老人の安全な避難を行っていくことが、これがキーになるだろうと思っております。地域ごとの避難計画に誰が誰をどのように介助して避難するのか、こういったことを、支え合いマップをもとにして独居老人に説明と理解を得ておく必要があると思っております。遠隔地の家族についても当然であります。この際、命の前には個人の意思は当然後回りになると考えておりますので、理解を得る努力はいたします。いたしました上で、この計画をつくるということでもあります。

提言3、情報伝達は切迫感、緊迫感を持って提供すべきであるということでありまして、具体的には、有線放送で半鐘を連打して危険を知らせるなど緊迫感を感じ取ってもらうようアナウンス手法の検討を行うべきであると、このための訓練も行政内部でやったらどうかということですが、今、防災担当職員が放送を行っております。一年間やってみて、割と聞こえも通って、なれてきているかなあというふうな私自身は思いをしておりますけれども、この中に半鐘連打の音を入れることも検討してみたいと思っております。ただし、これは機械的に入れれば一番いいわけでありまして、設定業者とも相談をした上で考えてまいりたいというふうに考えております。

テレビでは、アナウンサーが緊迫感を持って放送するようにマニュアル化されていると思っております。放送内容を情報伝達の度合いに合わせてマニュアル化をしておくことも当然考えていかなければならないと考えております。この訓練を、つくった訓練を実際放送をせずに訓練として行っていく、あるいは晴天時、何もないうちに、事前に通告をしながら発生の訓練としてやっていくということも考えられるかというふうに思っております。

提言4、避難所の安全確保と避難所の生活環境を改善する、このことについてであります。具体的に、警戒区域内にあるものは再構築するまで避難場所の再指定をすべきである、避難場所は日常生活に早期に戻れるための場所として冷暖房設備や洋式トイレの設置状況を調査し、次年度以降の改善計画を立てるべきであるということについてであります。これにつきましても、ご指摘のとおり、土砂災害警戒区域や天竜川浸水想定区域にある指定避難所もあります。全くというか、今のところ安全であると思われるのは、横前・針ヶ平・竹の上集会所ぐらいであります。これを中川村の特異な地形のせいにするつもりはございませんが、警戒情報のレベルと災害対策本部の見解で自主防災組織には危険になるであろう1次避難所を飛び越えて避難指示の発令があり得ることを自主防災組織に説明し、理解を得ることをまず最初にやってまいりたいと思っております。

指定避難所である役場基幹集落センターには、非常用の発電機、空調完備、トイレにつきましても、現在工事をしてしておりますが、身障者用を含め洋式に改装中でございます。

社会体育館は、非常用自家発電機を備えておりまして、トイレは今年度中に改装を終える予定でございます。

介護予防センター西館、片桐区民会館でございますが、これにつきましては、冷暖房完備、非常用発電機を設置しておりまして、トイレは洋式を完備しております。

文化センターにつきましては、和式、洋式、混合であります。トイレを整備済みでございます。

孤立が心配される飯沼・美里・桑原・渡場・柳沢・中田島集会所及び葛島地区の皆さんの避難場所であります葛島区民会館は、非常用発電機を設置しております。空調につきましては、葛島区民会館は大広間にあるわけでありまして、飯沼を除く5集会所は、まだ大広間には整備をしておりません。全てトイレは洋式を入れております。大広間に空調設備を設置する場合は、施設改修補助金を使って地区ごとに申請をお考えいただきたいというふうに思っております。役場も、その中から行政側としましても支援をしていくということでは対応してまいりたいと思っております。

提言5、アスベストの有無の実態調査を全ての避難所に拡大すべきである。地区集会所や消防団詰所の調査についてでございますが、まず、平成17年に公共施設は全て調査しております。消防詰所、集会所は、アスベスト吹きつけ資材はないことを確認しております。公共施設につきましては、建材としてのアスベストを練り込んだ建材は使用されてはおりますけれども、含有率が課題にはなっておりません。平成21～22にかけて、地区集会所につきましては新設、耐震補強工事を完了しました。設計時に改めて施設を調査し、補強工事をしておりますので、この中で物は全て確認しております。

なお、民間建物も含めて今後調査をしていくべきであるということではございますが、これにつきましては、事前通告の中では具体的にございませんでしたので、改めて対処、どうするかは考えてまいりたい、ここではお答えを避けさせていただきます。

提言6、広域停電時にライフラインを継続させる計画を立てるということではございます。村内の上水道施設も広域停電時を想定して主要な揚水設備が稼働できるように非常用電源を確保するよう次年度予算に生かすべきと考える。揚水ポンプのどこをどう動かすべきか、どのくらいの電力が必要か、1カ所か複数箇所必要とすると、持ち回りも含めて台数はどうすればいいかをまず研究してから導入を考えたいと思っております。

提言7、上水道水源は複合的に確保しておく。村内の地下水源は複合的な上水道水源として将来的に確保する道を検討すべきであるというご質問でございます。提言をいただきました。ご質問いただきました。お答えは、水道の水源を飯島町と連携しまして、現在、水源を求める方向で考えております。地下水源は枯渇することがあるものと考え、片桐地区に新たな井戸を設けることも必要であるというのは、そのとおりだというふうに考えております。

飯島町では、企業は地下水を自社で掘り、それに求めているということで、町営水道には頼っていないところが多いというふうに聞いております。したがって、山麓に井戸を掘削することも検討しているというふうに聞いております。

また、私どもの使っております今の片桐地区にあります地下水源につきましては、有効利用と長く使えるように再洗浄を定期的に行うなど、ストレーナーの目詰まりを洗うなどして、今後も活用を続けてまいります。

地下水につきましては、木曾山脈に降りました雨が長い間にしみ込んだものを利用させてもらっているという、そういう考え方でおりますので、村民共有の財産として大切にすることも考えていく必要があるというのは、そのとおりだというふうに考えております。

提言8、地域継続計画と事業継続計画の検討を始めるべきである、国につきましては業務継続計画、BCP策定を求めている、小谷村がBCP、この地震対策編を策定しているので参考にするべきであるというお話をいただきました。また、それとともに、地域継続計画、こういったものの立案を念頭に村内企業や建設業協会と協力して検討会を早期に立ち上げるべきだということについてお答えをいたします。

業務継続計画につきましては、それぞれの部署でつくりの準備を進めております。防災基本計画にもこのものは位置づけていかなければならないと思っております。必要なことは、非常時にあって業務継続を順序だてて理解して実施できることでありますので、このことは真っ先に、早急に取り組む必要があるというふうに思っております。

村では、業務の一番根本になります大切なデータといえますが、財産であります住民基本台帳、土地台帳、税関係のデータなどは上伊那情報センターに保存いたしまして、県外に常にバックアップをとっております。県外も関東・開催方面、場所ははっきり申しただけませんが、そのような形でバックアップをとっておるということではあります。

地域継続計画につきましては、村内の企業の生産活動の再開のために、生産資材や

製品の安全な輸送など、インフラの復旧計画と関連をしております。商工会を通じて、行政が整備するBCPと関連づけながら進めてまいりたいと考えております。

建設業協会とは災害時応援協定を毎年確認しておりますけれども、協会の皆さんにも参加していただいて、全体で計画づくりを進めてまいります。

提言9、行政の防災担当係を独立させ、災害予防と緊急時対策を実現させるべきである、人口規模に応じた、現実に対応する災害対策に対応できる体制をつくるべきであるというふうなご質問をいただきました。そうすべきであるとは思いますが、人員に限りがある中で、平常時は他の業務も担当してもらわざるを得ないところもあるわけであり。当然、緊急時は係を超えて横断的な体制をとる必要はございます。

また、職員で対応し切れない部分は、防災士など外部人材の活用や業者等への委託を考えることも必要ではないかというふうに思っております。

現在、来年度に向けて庁内の組織機構の事務分担の見直しを検討しております、その中で防災担当係の組織体制と業務分担の見直しも考えておるところでございます。

○7 番 (桂川 雅信) おおむね私の要望した内容がご理解いただいていると思います。

1つ伺いたいんですが、アスベストの調査ですけれども、地区集会所は全部終了しているというふうに思っております。

○村 長 地区集会所は終了しております、新設をしたところは、最近つくったところは全部壊して建て直しておりますので、こういった建材は一切使われていないと。それから、耐震補強するために改修したところにつきましても全部調査をしておりますので、吹きつけのアスベストは一切ございませんでした。

○7 番 (桂川 雅信) わかりました。

アスベストについては、吹きつけがかなり大きな問題なんですが、建材として含まれている場合は、かなり広範囲にわたっていますので、ここら辺については、また別途、国のほうからいろいろな指示があると思いますので、そのときには次の対応をしていただきたいというふうに思います。

2番目に移ります。

「村の豊かな自然をどのように持続させるか」ということで、私の提案は里山券を活用する提案にしてあります。

都市住民が農村や中山間地の印象を聞かれて一番多いのは自然が豊かだという点にあることは誰もが納得するでしょう。このことは村内の小中学生の意識にも反映していて、中川村のよいところという問いには、必ず自然が豊かなところという答えが返ってきます。

では、中川村の自然の豊かさとは何によって支えられてきたのでしょうか。自然の豊かさとは、自然界の動植物の多様性が維持されているということであり、都会の単調、単相な生態系と比べて多様な生態系が存在することによる自然界の営為が維持されているという特徴があります。

中川村では、村誌編さん時の1997年から2002年までの5年間に動植物の調査が行われており、自然生態系の基盤としての植物種は1,015種を確認しています。

日本全国の維管束植物は8,800種と言われておりますが、伊那谷は、中央高地式気候の中でも2つの山脈に挟まれた独特の気象条件下にあるという意味では、村の現存種数1,015種という数字は、まさに豊かな生態系を育ててきた結果であると言えるでしょう。

ただし、この豊かな自然は、放置しておけば衰退してしまうものであり、特に里山の自然は人々がある程度の手を入れることで成立していることがわかっています。

中川村では既に危険な兆候が見え始めており、村誌編さん時の調査でも片桐村誌と南向の村誌で記載された植物のうち23種が絶滅したものとされる整理されています。

また、村誌編さん時の調査では絶滅が危惧される種として28種が挙げられており、そのうち13種は国の指定する絶滅危惧種であります。

先年質問に出しましたイナノギク、ツツザキヤマジノギクは県指定の絶滅危惧種であり、国内でも中川村、松川町など伊那谷の一部に生育するのみとなっております。このまま放置すると、これらの絶滅に瀕した植物は一旦に姿を消してしまうでしょうし、それらに依存していた昆虫や動物たちも私たちが知らないうちに消滅しかねない事態なのだということを私たちはしっかり見ておく必要があります。

豊かな自然は村民のたゆまぬ努力によってのみ持続するものであり、後世の人々への責任として、私たちは今ある自然をそのまま受け継いでゆかねばなりません。生物の多様性保全は、後世の人々がその新しい価値を見出すことができることを保証するものであります。

かつての自然保護は、開発を抑制することで私たちは維持してきたというところではありますが、現在は、地球温暖化が進行している中で、また別の対応をしなければならなくなっております。最近発表された国の調査でも国の絶滅危惧種がかなり増えているという報告があります。

そこで、私は村の自然界の現状に村民の皆さんが目を向けていただく契機としてイナノギクの再生活動と特定外来植物の駆除活動を一体的に取り組んでいただくことをまず提案します。

ことしは、特に役場と教育委員会の取り組みにより、学校教育の花壇と小学校3年生の御家庭に、そしてかつての自生地であった陣馬形山山頂の復元活動が行われ、秋には花を咲かせ、今は種をたくさんつけております。次年度は、ぜひ村民の多くの皆さんに村の豊かな自然の保全活動にご参加いただきたいと考えています。そのために、ボランティア活動が単なる奉仕活動ではなく、参加者にもプラスになる方法として里山券の交付を検討してみようことを提案します。

これまで毎年、アレチウリの駆除には委託料が予算化されておりますが、アレチウリやオオキンケイギクなどの駆除は、他地域では住民がそれぞれの地域で一斉に取り組むことで成果が上げられており、その意味では行政の啓発活動が大きな鍵を握っています。次年度は、これまでの委託料の一部を村民の自発的な駆除活動と保全活動に振り向けて、それらの参加者に里山券の交付ができるようにしてはどうでしょうか。こ

れが実現すれば、ボランティア活動に対する村民の注目も集まるでしょうし、奉仕活動そのものが地域通貨を通して地域経済の活性化にもつながるといふ一石二鳥、三鳥の成果を生み出す可能性があります。関係課の一步踏み出しを期待したいのですが、いかがでしょうか。

○村 長 まず、イナノギクの再生活動と特定外来植物の駆除活動を一体的に取り組んだらどうかということでご質問をいただきました。このことは、単なる奉仕活動ではなく、参加者にもプラスになる方法として、具体的には里山券の交付をしていく、そのことによつて経済がうまく回っていくという、そういうご提案でございます。

回答につきましては、まず申し上げます。イナノギクの保護と植生の回復につきましては、お話を聞いておりますが、松川町にも協議会があるようでございます。この協議会の例を参考にしていっていただければというふうに思っておりますし、私どもも、これを聞いておく必要が当然あるというふうに思っております。協議会を行っていく上での原資、お金でありますけれども、これは、お話を聞きましたら国土交通省が支えているんだというようなことのようにございます。ですから、イナノギクの再生協議会のような組織を今度は中川村にもつくっていただいて、この組織が今取り組まれていることをベースにしながら、小学校への広がりや初め、いろんな角度から保護と植生の回復、やがては過去にあった群生地誕生などという、壮大な計画になるわけですが、これを計画して進めていただければというふうに思っております。どこが——どこがというか、桂川さんご自身も専門家でございますので、おやりになっているし、民間の方の中でこの種を増やし、植生をっていうか、本数を増やしている方も存じ上げておりますので、そういう皆さんを中心に協議会をつくっていただければというふうに思っておりますし、私どもとしましては、この活動に関しての財政的な支援、こういったことにつきましても十分ご相談に乗ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、毎年アレチウリの駆除に予算化をしているんだけど、住民がそれぞれの地域で一斉駆除することで成果が得られると、ボランティア駆除活動に予算を振り替えて、里山券とすることで効果をというご質問でございます。

まず、現在アレチウリの駆除を行っているのは、私どもが知る限りでは田島地区にあります。田島地区が毎年、前沢川の天竜川合流点から田島1号井の取水場所にかけて抜き取りをして、それを場外に持っていくと、こういうことをやっていただいております。それから、ほかの地区でも河川清掃の際あわせてやっていただいております。それから、ほかの地区でも河川清掃の際あわせてやっていただいております。それから、ほかの地区でも河川清掃の際あわせてやっていただいております。それから、ほかの地区でも河川清掃の際あわせてやっていただいております。

天竜川美化活動に合わせまして地区役員、建設業協会、国土交通省及び役場職員が抜き取り駆除をやっております。6月の終わりから7月にかけてでございます。

それから、天竜川夢会議の呼びかけでもって村民が一斉に抜き取りの駆除を7月の終わりから8月にかけてやっておるといふことも存じ上げております。

地域住民の方の参加は限られております。これは、どうも認識といたしますけれども、地域の中にはアレチウリ等がはびこるということにつきまして、これ

を何とかしたい思いは十分あるわけでありましてけれども、地域力っていうものにやはり差があると思います。こういう状況の中では、里山券のような券を利用して、これを回していくようなことで多くの参加者、実際的な参加者の実が得られるのではないかということでありまして、理論上はいい回しができそうに思えるわけでありまして、先ほどお答えしましたとおり、現実、地域力に非常に差がありまして、全ての地域ではもう取り組めないような状況が十分あるわけでありまして、現実的には非常に無理であろうと思っております。地区では駆除をできない公共用水域の付近ですとか、地区と地区との境目、こういったところなどでのアレチウリの駆除は公の仕事として引き続き村で予算化をして駆除してまいりたいということでございます。(桂川 雅信) 2つお答えいただきました。

○7 番

松川町でイナノギクの再生協議会ができていたことは前回は質問でお話したとおりで、私どもも、いずれは教育委員会、中川村とあわせて協議会を立ち上げていきたいというふうに思っています。もともとこれは県の絶滅危惧種でありますので、県に対して保全活動をきちんと申請をして、活動そのものが公的な活動として位置づけられるべきであるというふうに私は考え得おりますので、ぜひ、その際には教育委員会と村のほうで支援をいただきたいというふうに思います。

後段のアレチウリ、オオキンケイギクなどの駆除の話ですが、村長発言されたように、住民参加の方々は限られているということも事実として私はわかりますが、一方で、アレチウリとオオキンケイギクなどの駆除についても、もともとこれらがある場所っていいですか、生育している場所も実は限られておまして、村のほうでも大体生育場所は把握されているというふうに思います。ですので、全村的にこれらの駆除活動を呼びかけるというの、村の仕事として啓発活動としてやっていただくことも必要なのではないかとこのように思います。これは、ぜひ来年にかけて、ひとつ振興課と住民税務課のほうで少し検討をしていただけないかなというふうに思います。要望を述べて次に移りたいと思います。

3番目「学ぶ喜びをすべての子どもたちに届けるために」、この趣旨は基礎的学力の向上を支える機会を強化するための提案としました。

我が国の教育基本法第3条では「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない」とされていますが、現実には、経済的格差による教育機会の不平等だけでなく、地域間格差によって教育機会が不均衡となっている実態は否定できません。例えば、大規模校と村の小規模校と比較しても、大規模校は小学校でも理科や算数の専任教員が制度的に配置されていますが、小規模校にはそれらがなされておられません。小規模校だから理科の専任教員はいなくてもよい、スクールカウンセラーは各校1人でなくてもよいなどというのは、明らかな地域的差別そのものであります。

今、都会から地方に移住を希望する若い方々の中には子どもたちに十分な教育機会が与えられているのかという強い不安があり、それが足かせになって移住をためらっている方もいらっしゃるという話が聞かれます。逆に、中学校の教育成果を聞き及ん

で、地方都市に若い夫婦が移住しているというまちもあります。

私は、我が国で顕著になっている教育の地域間格差は国と県の教育支出を増額することによって解消すべきであると考えますが、いつまでもその実現を待っているわけにもまいりませんので、現状でも村全体で取り組めるものは最大限の努力をすべきであると思い、次の提案をします。

教育の地域間格差で問題にされるのは、子どもたちに学ぶ喜びを与える機会が少ないという点であり、この学ぶ喜びの土台となる基礎的学力の向上を支える機会を増やさねばならないということでもあります。未知のものを学ぶ、新しいことに挑戦しようとする意欲は、本来子どもたちにもともと備わっているものであり、基礎的学力の向上は未知への挑戦を支える鍵を握っているものであります。

幸いにして、中川村では2年連続して未来塾が夏休みに開校し、拡充されておりますし、ことしは小学校にもこれが拡大されました。

しかし、一方で、中学校においてほぼ毎週開校されていた補習授業が職員会議のある週は中止となり、回数が減少したと聞いております。

これらの補習授業や未来塾は、村の教育経験者がボランティアとして参加してくださって成り立っていますが、まだ参加してくださる方が村内にはいらっしやると思います。

中学校の補習授業も、3年生だけでなく、単元ごとに積み重ねが重要な数学や英語などは、できれば1・2年生から補習授業が開始できないものかと考えます。私は、学校側の管理者としての不安も理解できますので、これらを解消しつつ、さらに一歩進んだ補習授業の体制を組めるように関係者の連携の努力に期待したいと考えますが、教育長の考えを聞きしたいと思います。

続けて、都市域では塾通いが当然のように行われ、経済力のない家庭では学力低下がまた当然のように受けとめられています。受験競争の中で教育本来の姿がゆがめられてきてしまっていることも事実であります。

教育は、本来、学ぶ喜びを教えることで未知のものを開拓する力、新しいことへ挑戦する力を養うものであるはずです。戦後日本の生産力増強と経済復興、経済成長は、このような教育を施された大量の若者が社会に参加することで支えてきたのだと思います。

あえて申し上げれば、地方だからできる、農村の小規模校だからできるきめの細やかな教育がこの村では可能なのではないかと、自分の頭で問題解決できる子どもたちを育てるために、行政としてそれなりに支出をして農村らしいチャレンジがあってもよいのではないかと私は考えますが、村長の見解を聞きたいと思っております。

教育長と村長の見解をそれぞれお願いいたします。

○教育長 ご指摘のとおり、基礎学力の向上は最も大切なことだというふうにご考えております。

ただいまのお話の未来塾は、今年度、夏休みと年始休みでの回数を増やして取り組むようにしております。

小学生も夏休みの水泳前に3回行うことができました。これについては好評で、来

年度も継続して取り組みたいというふうにご考えております。

水曜日の未来塾は、今年度、回数が少なくなりましたけれども、この点については学校と相談して水曜日実施の回数が増やせるように改善していきたいというふうにご考えております。

○村長 私に対しての農村らしいチャレンジがあってもよいのではないかとということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

おっしゃられたとおり、現実には教育基本法、あるいは憲法にも書かれているようでもありますけれども——書かれているようでもありますということではないんですけど、現実には、教育の機会は、やっぱりひとしくないというふうにご考えています。うらやむわけではありませんけれども、都会のほうが興味を持ったならその機会を実現して、さらに探求する機会がごろごろしているんだというふうにご思うわけですね。都会から田舎に生活の場を求めて来る若い子育て中の皆さん、こういった皆さんが教育の機会、レベルに不安を持っているという方もいるということも、ご指摘のとおりだと思います。

農村には、豊かな自然に触れてこそ興味やさらなる探求心が湧くフィールド、こういったものがあるわけですが、これに目を開かせてくれる先生、うまく誘導してくれるような専門家、そういったその道のプロなどがいれば、ぜひこういった方を求めていきたい、これは基本的な考え方です。

次に、基礎学力をきちんとつけることは、全てのやはり学びの出発点だというふうにご思いますので、理論的な力を育てるプログラミング教育、時代の要請もあってこれもやっていかなければいけないわけですが、プログラミング教育ですとか、それとともに、やはり数量を、何ていいますか、イメージとして数量を扱うというか、そういう学問というか数学、こういったものについて伸ばしていくには、授業のほか、やはり専門の先生がその場その場にに応じてうまく指導して伸ばしてくれる、こういった先生が必要だなあというふうにご考えております。

それから、来年から小学校5年生から英語が教科として導入されます。できるならば、英語を話し、教育として教えていただけるような先生を求めていきたい。また、中学校での英語検定ですとか数学検定のことも考えていきたいということをございます。小学校の段階から、今ALTの外国人の英語の補助の教員を契約して1人雇っておられるわけですが、さらにこれを増やしていくことも視野に入れていく必要があると思っておりますし、継続して小学校のときからやはり、やっぱり数学だと思っっているんですね、算数というか、こういったことをやっぱり継続的にわかっていく、落ちこぼれというか、理解ができなくてそのまま行ってしまったのが、中学校へ行って、またいろんな単元というか、いろんなものが導入されてくると、もうわからなくなってしまうという、こういうことも聞いておりますので、ぜひ、こういうところでの補助的な先生のことでも考えていきたい。こういうことをすることによって、例えば中川村に来ればこういったところは結構力を入れているらしいというようなことがあれば、また都会のほうから、こういったことにも目を向けて移住やなんかも考える方

も増えてくるのではないかというふうなことも思うわけでありますので、そのように今考えておるところでございます。

○7 番 (桂川 雅信) 今の村長の回答に私なりの教育論をここで展開するつもりはありませんが、私の子や孫は都会で育ちました。今、孫は東京とさいたま市におりまして、大都市で学校に通っております。通いながら何をやっているかといいますと、学校が終わったら塾に行っております。それから、普通の塾がないときは、週末にサイエンススクールみたいなところがありまして、そこは民間が開設しているところでありまして、どちらかという実験を中心にしたスクールがあって、そこに孫は通っております。実は、都会ではそういうチャンスが随所にあります。社会教育の場でもいろいろところで子どもたちに教育の場を提供しております。残念ながら地方に行きますと、そういう場がない。じゃあ、場がないからそういうことができないのかという、全くそうではなくて、都会ではできないことが農村でできるのではないかというふうには思っております。しばらく西小で実験クラブをやっておりましたけれども、その中で子どもたちに地域の今の自然環境を見せながら実験を何度か繰り返したことがあります。この村でなければ体験できないことがたくさんあるはず。そのことをきちんと子どもたちに伝えることができる、教育の中でそのことを子どもたちに教えることができるようなシステムをつくりさえすれば、農村でなければならぬ、この村じゃなければできない教育が私はできるだろうと、しかも、その教育によって問題解決能力を高めることができる、本当に子どもらしい能力の備わったお子さんが育っていくのではないかというふうには思っております。

今、村長がおっしゃったように、要は人材なんでありまして。その人材どうやって求めるか。今、教育委員会、教員の人事は全部県がやっておりますので、これに我々が何かどうかということではできません。ただ、村として補充的に、こういう人材を補充することは多分できるのではないかというふうには思います。村の環境を生かした、生かし切った教育で、子どもたちが学ぶ喜びが得られるような、そういった教育をぜひ進めていただきたいというふうには思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これ桂川雅信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分とします。

[午後0時12分 休憩]

[午後1時29分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番 柳生仁議員。

○8番 (柳生 仁) 私は、さきに通告しました1問「災害について」質問してまいります。

前段、7番議員からも同じような質問があり、重複するところもあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

5項目、避難所について、天竜川ほかの1級河川、準用河川について、火の見やぐらの活用について、各集落の災害対応の確認について、それから避難情報についてでございます。

避難所のプライバシーは守られるか。また水、食料の対応はどのようになっているか。

最近でございますが、日本・世界各地において近年経験したことの無いような大きな自然災害が発生しております。身近では、台風19号においては、長野県では千曲川の堤防決壊により、今までに経験したことの無い大災害をもたらしました。そうしたことにより、多くの方たちが避難を余儀なくされました。

中川村においては、避難所に何十人、何百人というような規模の避難者は考えにくいと思いますが、ある程度の複数避難者が来る可能性はあります。また、数日にわたる避難においては、食事の問題もあります。以前の説明では、水、食料は確保できるとの報告を聞いており、また、プライバシーにおいては段ボールによる間仕切りもあるというようなことの説明があったと思います。

新聞などの報道によると、日本の避難所はプライバシーが守られていないとありました。

中川村における避難所のプライバシーはどのように守られているか。このことは、避難してその日からということではなく、数日間の避難が余儀なくされた場合に避難者にどのように配慮がされるかであります。

避難者の中には食事の問題がある方もいるかもしれません。新聞によりますと、ある施設の高齢者が食事の提供に大変感謝しながらも、持病の糖尿病を患っており、全部食べられなかったとありました。

水や食料などはどのようになっているか、以前にスーパー、コンビニなどと提携ができたという報告がありましたが、またトイレなどの衛生面などはどうなっているか、現実に大きな災害が起きた場合に食料などが間に合うか、村の考えをお聞きします。

○総務課長

まず、数日間の避難となる場合のことではありますが、村が開設する避難所につきましては、例えば屋内テントのようなプライバシーを確保できるものをこれから順次整備をしていくという予定にしております。

食料につきましては、ご質問にありました病気の方というか、個別に配慮を要するという部分については、個別の対応は現時点ではしていませんが、全体としてみますと、まず飲料水につきましては、ペットボトルで1,440の備蓄がございます。食料につきましては、補正予算でお認めをいただいた部分も含めまして1,000食以上の備蓄を行う予定にしております。

村と村内の3事業者、マルトシさん、セブン-イレブン、玉屋商店さんとの間で飲料水やパン、レトルト食品等の供給を優先的に受けられるように協定を締結しております。

また、生協コープながのさんのほうからも協定締結のお話がございます。これは、また進めてまいりたいと思います。

いずれにしても、流通が遮断されるような大災害になったときにどうかということは、今のところちょっと申し上げられない状況かと思えます。

大きな災害が起きた場合ということでございますが、想定には限度がございませんので、村の地域防災計画では、人口の5%の2食分、単純計算ですと500食分を準備するというようになっております。

それと、すみません。トイレにつきましては、村長が7番議員の質問で答えたとおりでございます。

○8 番 (柳生 仁) 今、ある程度の食料は確保してあるということで、非常に安心したわけでありすけれども、今までの災害の現場の話を聞いておきますと、どうしても衛生面が係任せになってしまって、避難者みずから清掃をするっていうことが少ないようなことを聞いてきました。ということで、避難者にも手伝ってもらって衛生面の関係をするっていうことは村では考えていませんか。お聞きします。

○総務課長 具体的に、そういった事項の想定はしておりませんが、かなりの長期といたしますか、1週間以上にもわたるような事態となりますと、当然、清掃という問題が生じてきます。避難所運営については、マニュアルづくりを今後進める中で、その辺も十分踏まえてまいりたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、避難所も大変でありますけれども、そういった避難所の場合はみんなで助け合って対応していくことが重要かと思っております。

次に、天竜川ほか1級河川、準用河川等でありますけれども、また、この危険木等についての質問をしてみたいと思いますが、今回の台風19号は各地に今までの想像を超える水の被害をもたらしました。また、15号台風では、かつてない風によるインフラの切断、住宅被害、ゴルフ場ネットの倒壊などがあったわけでありす。このときに、初めて日本でも風という自然の力の大きさを思い知らされたかと思っております。そんな中で、事前に対応次第では被害を軽減できたものがあつたように思っております。

河川の氾濫は今までに経験しているとの報道がありましたけれども、これほどの洪水が来るとは思わなかったとありました。その中で、河床整備ができていれば堤防の決壊は免れたのではというインタビューがあつたわけでありす。堤防のかさ上げや河床整備は予算の都合でできなかったと言っております。

また、15号台風では、倒木が電線に絡み電柱を倒したとの報道もあつたわけでありす。

中川村における天竜川の堤防の高さは十分か、また河原に生えているアカシアの支障はないのか、こういったことについてはどのようになっているか、天竜川、各河川のしゅんせつの状況はどうなっているか、また立木が倒れて電線に絡むようなところはないか、こういったことを確認する必要があると思ひますけど、村の考えをお聞きします。

○建設水道課長 それでは、私のほうから答えさせていただきます。

村内における1級河川、天竜川の堤防の高さについてですが、飯沼、小和田、葛島において計画高さを満足していない堤防箇所があります。

国土交通省天竜川上流河川事務所では、平成21年度の7月に策定いたしました天竜川水系河川整備計画に基づき整備を進めております。現在では、南向地区堤防整備事業といたしまして、準用河川の鳳来沢付近から下流側に向かってですけれども、1級河川の小渋川の合流点付近まで、約4kmの間においての堤防の改修事業を計画しております。現在の堤防の高さより2m～4m程度かさ上げを行いまして、計画高水位をカバーする計画で、現在、地元との協議を進めている段階であります。今後、用地等の交渉を進め、地元の協力を得ながら整備を進めていくことになると思ひます。

それから、あと立木の関係ですけれども、河川維持のため、流下の阻害や治水上の支障となります立木の伐採等につきまして、天竜川上流河川事務所では河川内樹木の採取協力者を募集しておりまして、伐採の作業計画をしております。今年度につきましては、天の中川橋南側左岸のおよそ10haの範囲で作業が行われます。

また、村としましても天竜川上流河川事務所と協力をしながら、平成27年度から天竜川河川敷樹木伐採事業で村内の一般の参加者の方々と伐採作業を実施しております。また、伐採した樹木につきましては、それぞれ参加いただいた方々にお持ち帰りしていただきまして、まき等に利用していただいております。

また、天竜川の河床、川底なんですけれども、そういった整備事業につきましては、現在、村内区間では計画されておませんが、村としましては、堤防の整備事業とあわせて、そういった河床整備事業を引き続き要望していきたいと思っております。

それから、県管理の1級河川につきましては、村内に11河川ほどありまして、県要望を行いながらしゅんせつ工事のほうをしていただいております。

また、長野県では河畔林、川等の民地の部分になりますけれども、そういった立木の流出による河道の閉塞等が懸念される箇所につきましては、森林税を活用した河畔林整備事業が制度化されていて、村では来年度事業化ができるように県に要望をしております。

それから、支障木の伐採やしゅんせつ及び護岸修繕等の河川整備事業につきましては、引き続き県要望を県議さん、また村の議長さんとともに一緒になって行っていきます。

それから、村管理の準用河川につきましては、河川の土砂堆積等により河道確保が必要な箇所につきましてはしゅんせつ工事を行っております。今後も引き続き河川の状況を見ながら対応していきたいと思っております。

また、台風災害等で倒木により広範囲の停電や道路の通行に大きな支障を来す可能性がある場所がございますが、村では、ことし、今年度なんですけれども、森林税を活用いたしました防災・減災のための里山整備事業のライフライン保全対策として集落の主要な道路、電線等に接する森林において倒木のおそれのある支障木等の伐採を計画し、実施を予定しております。これにつきましては、内示をいただきました、県のほうから。今年度中に伐採をする予定となっております。

引き続き、ライフライン保全の観点から、住民からの連絡や地元要望等も踏まえ、道路点検を行って危険箇所の把握や支障木等の伐採の処理を行っていきます。

○8 番 (柳生 仁) 天竜川の整備につきましては、今事細かに報告があり、また支障木も伐採するという事で、非常に力強く感じました。また天竜川の堤防のかさ上げも4区にわたり長い距離を行っていただけということなので、住民の皆さん方も非常に安心しているかと思っておりますけれども、昭和40年50年ころは採石業者が天竜川の砂利を採石しておりまして、比較的河床が下がっておったのかなあと思っております。しかしながら、なぜとらなくなったのと聞いたところ、今度は河床が下がり過ぎてしまったと、こんな話も聞いており、なかなか難しいもんだなあと思っておりますけれども、アカシアを伐採した後の根っこを除去するといいいのかなあ、アカシアは強いもんで、伐採してもすぐから芽が出てくるわけですけれども、そういった根っこの除去などどのようなになっているかということと、今、危険木は、電線に絡む危険木の除去でありますけれども、台風の直後から電力会社が枝を切っておいてくれたわけですけれども、枝を切っても、まだ背の高いのはその電線の上にかぶっておるわけです。そういったもとかから切らないと対応にならないのかなあ、そんなふうにおおるわけです。以前に大雪の年があって、桑原地区が何日も停電だった経験が、村長初め皆さん方は御存じだと思いますけれども、ああいったことを考えると、やはり電線の支障木は早急の課題なのかなあと思っておるわけですけれども、この点についてももう一度、大きな木、個人所有の木になるわけですけれども、地主さんの了解を得ながら伐採できるのかどうか、また、そんな点を再度お聞きします。

○建設水道課長 川の根っこというお話がございました。確かに、私どもと一緒に天竜川上流河川事務所さんと実際にやりながら河川内の樹木を切った場合につきましては、確かに樹木等、下のほうが残ってしまうような可能性もございます。ただ、業者も入りながら、多少のところは掘っていただけたところもありますし、また、先ほど申しましたとおり、大きな堤防の改修工事のときにつきましては、そういった大型の機械等が入ったりとか、あと、当然仮設の水回し工とか、当然仮締切とか必要になってきますので、その際には当然そういった除去をしないと仮設の成形ができませんので、そういった中では、粘り強くというか、要望も十分にしていきたいと思っております。

また、倒木につきましては、特に地元との要望等があったものについては、特に公共施設、道路だけではないんですけれども、そういった電線等に支障を及ぼすようなことにつきましては、単独費ではございますけれども、村のほうで伐採処理を行っております。今後も引き続き、そういった危険木につきましては、地元のほうの要望も聞きながら対応していきたいと思っております。

○8 番 (柳生 仁) 以前の質問のときにも、文化センター周辺で桜の木が電線に巻きついておる状況は今でもあるわけですけれども、今後適切に処理していきますと、こんな話がありましたが、なかなか適切に処理する段階に至っていないことは事実です。こういった大きな自然災害があった場合には、やはり適切な処理をし、桜なんかの場合は、もう一旦伐採して再度植え直すとか、そういう処理が大事かなあと思っておるわけです。ぜひとも集落に聞いて、危険なところについては村へ出してくれよと総代さん方をお願いして、村で適切な処理をしていただければと思っております。

おります。

河川敷内のアカシアについては、工事によって適切に処理していけるんじゃないかと、こんな話でありましたけれども、水回しでもって全部抜けるかどうかわかりませんが、そういう点も注視しながらお願いしたいと思っております。

次に、火の見やぐらの活用ということで、先ほども半鐘の音を有線で流してはってというような質問があったわけですけれども、村長のほうでも対応したいと思っておるという話がありました。

台風19号では、千曲川の決壊では、半鐘が大きな役割を果たしたと報道があったわけです。このときに気づいたのは、長沼分団長の飯島さんっていう方だそうです。ありますけれども、危険を知らせるには、もう放送じゃなくて火の見や半鐘が最重要という判断をしたように新聞に書いてありました。上司と連絡をとりながら、危険を覚悟の上で午前1時、恐らく夜中真っ暗でもって余り見えないところを、懐中電灯だと思っておりますけれども、団員に指示をして4基の火の見やぐらに登り、5分間ひたすらどんとたたいたようであります。団員に5分間思い切りたたけと指示をしたようです。ありますけれども、団員は半鐘を無我夢中でたたき続けたと、このようにありました。避難者からの話では、防災無線がうまく聞こえなかったのて寝ていると、半鐘の音がただならぬ音が聞こえたということから、これはえらいことだということで急いで起きて車で避難所に向かったと、そのおかげに命が助かったと報告がありました。飯島さんは、消防の使命を果たすべきだということで、ひとつの安堵をしておったと書いてあります。

最近、恐らく県内のほとんどの自治体が防災無線で広報を行っているのは事実だと思っておりますけれども、そうした中で必要な半鐘が忘れられてしまったのかなあと思っております。自分も消防を経験しておりますけれども、団員になってから十数年は、警鐘係というのがおまして、先輩団員が半鐘のたたき方を指導しておりました。非常に高いところへはしごで登っていくので危険なわけですけれども、そういったのも訓練の一環として、冬の寒いときもたたき方の指導をしておったのを記憶しております。

そういった中で、中川村では、各所の火の見やぐらの撤去も行われておりますけれども、台風19号の経験から、いま一度、火の見やぐらの活用、また半鐘の活用を考えてはどうかなあと思っております。有線で流れてくる半鐘の音と野外で流れる半鐘とでは捉え方が大変違うのかなあと思っております。春や秋に火災予防でもって半鐘をたたいてもらいますと、ああ、そうだなあ、気をつけにやなあ、こんな雰囲気聞こえてくるような気がします。団員のころ、音がしないと警鐘係は何をしているんだと、こんなふうに言われたことがありました。防災無線も大変重要ですけど、やはり昔のものも大事じゃないかと思っておりますけれども、半鐘についてどのようなお考えか、また村内に残っている火の見やぐらはどのくらいあるのか、それが活用できるのか、その点についてお聞きします。

○総務課長 まず、ご質問の中にもありましたが、雨天ですとか風が強いときに火の見やぐらに

登るのは大変危険でありますので、村としては、台風の際に火の見やぐらに登るとい
うことはちょっと考えておりませんが、半鐘のただならぬ音という点につきましては、
7番議員のご質問にもあったとおり、切迫感、緊張感という点では十分検討をすべき
ものだというふうに思います。有線というか、防災無線等で流すのがよいか、何か別
の方法があり得るのか、それらも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

現在も残っている火の見やぐらの数については、今手元に資料がありませんのでお
答えはしかねますが、大分老朽化してきておりまして、もう基本、撤去を待つばかり
のものではなかろうかというふうに考えております。

○8 番 (柳生 仁) 危険なときに登ってたたかない、確かにそうでありますけども、そ
んなときこそ半鐘の役目というのは重要だったのかなあとと思いますけども、そのとき
に転落しない方法で登るんだっていうことを指導するのも、これは使命なのかと思っ
ております。これは消防時の使命ということでもありますけども。しかしながら、今
の答えですと、どうも半鐘はやめてしまいたいということで、少し残念なお答えかな
あと思っております。当地区、美里地区には、まだ火の見やぐらが2基残っておりま
して、消防のホースを干したりしておりますし、そこに外灯がついておって、外灯の
役目を果たしたり、あることによって、また1つの緊張感もあるのかなあと思ってお
るわけであります。新規につくってくださいというのは難しい話でありますけども、
順次撤去するのではなくて、安全性を確認して、やはり半鐘がたたけるような環境も
私は大事なかなあと、近代文明だけに頼るんじゃなくて、台風で証明されているよ
うに、昔ながらの警鐘が非常に効果あったということが証明されておりますので、何
でも邪魔なものを片づけるじゃなくて、再度点検し、使えるものなら消防団員の訓練
もあわせて形を考えていいんじゃないかと思っておりますけども、現在の若者がもう
火の見やぐらに登れないっていえば別問題ですけども、そう思っておりますが、何
でも撤去じゃなくて、もう一度安全確認できるかどうか、確認します。

○村 長 火の見やぐらの効果、半鐘の効果っていうのは、長野市の穂保、長沼でのお話かと
思います。思うに、あそこは湿地帯で、割と平らなところでありまして、かなり見渡
せるようなところだと思います。そういうところでたたくことによって音はかなり広
がったんだろうということと、台風の風雨の中ではありましたけれども、まだ10月の
中初旬でありましたので、まだまだ時間もさることながら聞こえたのかなあとという
ふうに思っております。

中川村は、かつては火の見やぐらがたくさんありましたけれども、これにかわる防
災無線というもので整備していくという方針で、だんだん撤去していくという基本は
変わっておりませんので、問題は、こういった、総務課長の答えにもありましたとお
り、何か切迫感というか、緊張感というか、何かただならぬ状態だぞということに気
がつくような広報の仕方とか、あるいは、お宅を閉めていてなかなか聞こえないとい
うものは、室内にありますCEKの放送、こういったところに連動しておりますので、
こういったところのボリュームをしっかりと上げていただいて聞いてもらおうと、こう
いうような取り組みのほうにシフトしていきたいという基本は変わらないところで

ります。

○8 番 (柳生 仁) 以前にも村長のほうから、防災無線の聞こえの悪いことを話したと
ころ、屋内のスピーカーで聞いてくださいという答弁がありました。このことについ
ては、村内全戸、屋内のスピーカーが入っているわけじゃなくて、ある方とお話した
ところ、うちはそういったのが入っていないもんで防災無線が聞こえないっていうよ
うなこともあったわけでありまして。そういった御家庭の調査をして、やはり防災無線
が全戸で聞けるような対策が必要じゃないかと思っております。ここに記載していな
いのでちょっとお答えは難しいかもしれませんが、私は、本当に全戸が宅内にスピー
カーが入っていれば長沼地区のようなことはないかもしれませんが、やはり緊張
感を高めるためにも全戸へ入ってもらうような誘導というか、案内というか、そうい
ったことを今後できるかどうか、ちょっとその部分は書いてありませんが、お答えでき
ればお願いします。

○村 長 この調査は、今お答えした限りの中では、やっぱりどこかでやる必要があるなどは
思っております。

また、屋内に関してですけど、個別のスピーカーつきの警報を整備するについて、
ことしの町村長大会だと思っておりますが、防災担当の大臣のお答えでは、ごあいさつの中
で、こういった制度を来年から、補助事業だと思っておりますが、制度として設けたいとい
うような発言もあったやに聞いておりますので、情報等はしっかり確認をしながら、
一番いい方法を探っていきたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 大変前向きなお答えだと思っておりますけども、大都会では、中川
村の有線を聞いておると、これは何の音なんだと言ってびっくりするくらいなよう
です。都会の方々は、こういう屋内スピーカーが入っていないんで。そして、地域のこ
ういうことの話があるんだよと言うと、へえ、おもしろい仕組みだねなんていうお話
を聞きますので、ぜひとも全戸に屋内スピーカーが入るような対応をお願いいたしま
す。

次に、各集落の災害対応の確認ができていくかっていうことで質問してまいります
けども、自然災害においては、村の緊急出動について、建設業の皆さんと協定が結ば
れており、各集落においても大変安心できるものであります。規模が大きくなりま
すと、建設業の方たちもすぐに現地へ行けない場合があるわけでありまして。まず自助・
共助・公助で災害対応をしていくわけでありまして、そこで、各集落で災害対応
がどのくらいできるかを把握しておく必要があると思っておりますが、村の考えを聞きたい
わけでありまして、例として挙げてありますけども、各集落で何ができるか、来
年に向けて集落の防災対策がどこまでできるかが大きな要因であります。避難におい
ても、役場の放送と集落での緊急対応などとの認識の違いがあると思うわけでありま
すけども、集落では危険なことはできませんが、できることから災害の後に対応し
ていければと思っております。私たちは、災害時に過度に役場の皆さんに負担かける
んじゃなくて、自分たちでもできることは自分でやろうっていう認識が重要かと思っ
ております。例として挙げてありますけども、集会所の電気、これは行政で入れてく

れてありますけども、また小さい発電機、それから集落での食料、水、毛布、暖房器具、トイレ、あとはちょっとした土砂をどかすようなミニバックとか車両、ロープ、チェーンソー、チェーンソーを使える方が何人おるかとか、また倒木をどかせる、チェーンソーが使える方がおるかとか、それからじょれんとか土のうなど、こういったものがどのくらい確保できるか、一覧表にして総務課でも持つておく必要があるのかなあと考えております。災害時には集落も応援してよということもお願いすることが重要かと思っておりますけども、村の考えをお聞きします。

○総務課長 各地区では地区として防災用品を用意していただいておりますけども、そのほかに、いわゆる個人所有のものも含めまして、地域全体の地域力といいますか、地域資源の把握というご質問であろうかというふうに受けとめております。

始めたばかりのころの災害時支え合いマップには、例えば井戸ですとか、くみ取り式のトイレですとか、地区内にあるいわゆる重機などの地域資源を落とし込むというようなことも、たしか促しておったというふうに思いますが、現在では、もしかすると意識が薄くなっているのかもしれないかもしれません。調査となるとなかなか大変であります、今話しました支え合いマップですとか、各地区の防災訓練に際しまして、意識づけという意味で投げかけてみることは有効かもしれないと思っております。

○8 番 (柳生 仁) 以前に山梨の防災センターへ行ったところの視察をしたときに、やっぱり地域における、そういった資源を自分たちで調査して、何かのときにはお互いに協力し合おうということを取り組むことは大事だよっていうことを受けてきたわけがあります。

各地区ごとに備えるものは違って来るかもしれませんが、やはり地区、私、自分たちみずからが地域を守るっていう、支え合いマップも前にあったわけですが、そんな中で、進んでおるような進んでおらないような、ああいったものは毎年きちんと再確認し、地域の防災資源も毎年きちんと確認していくということが重要だと思っております。

ぜひとも来年に向けて、それぞれの地域でもってどんな対応ができますかっていうことを調査してもらい、また必要な資材、機材がどのくらいそろっていかってことを一覧表として調査をしてもらいたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。お願いします。

○総務課長 先ほども申しましたとおり、まず、こういったことが必要であるというお話をしまして、調査については協力を求めるという立場で進めてまいりたいと思っております。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも集落で扱っていただけるようお願いしたいと思っております。最後に避難情報について質問してまいります。

台風19号では、村で避難情報が防災無線、テレビ等で放送され、今回は美和ダムの放流で天竜川の氾濫が心配されるという報道があったわけでありまして、幸い天竜川の増水はなく、夜中に解除されたわけでありまして、今回の美和ダムでは、下流の方の話ですと、ダムの放水と排砂トンネルからの出る水の量が今まで住んでおる方もかつて見たことのない量が吐き出されておったと、そして、住んでいる三峰川が氾濫

するんじゃないかと、そんなふうに恐怖感を感じたとありました。

避難情報は適正に行われましたが、少し時間が遅かったのかなあという気がします。情報を出す時間のあり方について、また住民の危機感を感じる度合いについて大きな温度差があったように思いますけども、村はどのように考えているかであります。

東北の地震では、釜石の奇跡と言われた話では、津波情報に対して100回逃げて100回空振りでも101回目も逃げようと、こんな話し合いがあったと聞いております。ここでは、年寄りは今までにこんなことはなかった、心配ないと、逃げんでもいいよって話があったわけでありまして、子どものほうからじいちゃん早く逃げにやだめだっという手で手を引っ張っていったようなことを書いてありました。

私たちは、こうした放送が流れると比較的緊張感が少ないところがあるわけでありまして、この緊張感を住民にどう伝えるかっていうことは、防災放送だけじゃなくて、ほかのときにも、そういったきちんと伝えてもらうことが重要ではないかと思っております。

今回の緊急放送で避難した方もおったわけでありまして、まあ大丈夫だろうということから避難をされなかった方も結構いたように思いますが、村として、この緊急放送についてどのようにお考えかお聞きします。

○総務課長 ちょっとご質問の通告から少し読み取りが甘かったのか、緊急放送のあり方そのものについてのご質問ということだとしますと、いわゆる情報を伝えて避難行動にいかにつなげるかという点については課題が多いということは重々承知をしております。自分のこと、他人事ではなくて自分のことと受けとめていただけるような啓発の活動をいろんな場面で続けていくという、ちょっと今ではそういうお答えしかできませんが、通告にありました情報を出す時間のあり方という点につきましては、まず、確かに遅かったのかなあというのは担当としても思っております。少なくとも避難が安全にできる明るい時間帯に行動してもらおうというような視点は空振りを恐れずにするべきであろうというふうに思います。

また、職員の参集についても、かなりせっぱ詰まったといいますか、大分事態が深刻になってきてからの招集という体制になりましたので、この点につきましても、こちらでも空振りを恐れずに早目の対応をとることが必要かというふうに思います。

○8 番 (柳生 仁) 今はテレビ放送等の情報もありながら、村では緊急放送を流しておるかと思いますが、今回は美和ダムの放水っていうことで非常に心配されたわけでありまして、小渋ダムが放水すると渡場地区が本当に冠水するっていうことは聞いており、ちょっと早目早目の放水が重要かと思っておりますけども、それ以前にダムの管理が重要かなと思っております。

いずれにしても、災害っていうのは想像したことよりかはるかに軽かったり、はるかに重かったり、本当に村としても大変ですし、村長も寝ずに務めておられたっていうことで、本当にご苦労さまだったと思っておりますけども、年間通しまして、それでも中川村は、前段、村長のあいさつにもありましたように、春の凍霜害から秋の風台

風と、いろいろなものがあって農家にも被害はあったわけでありまして、でも、ことしは昨年できなかったヒルクライム等ができ、またいろいろなイベントも比較的順調に進み、お越しいただいた皆さん方も大変喜んでいただいておりますけれども、これから、こういった台風等に負けない村づくりとして、ぜひ頑張ってくださいようお願いしまして、質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、松澤文昭議員。

○3番 (松澤 文昭) 私は、さきに通告した一般質問通告書によりまして、9月定例会において時間切れとなって、質問、(仮称)中川村農業観光交流センターの運営方針と組織形態及び将来ビジョンPART2ということで、9月の定例会における質問につきましては、特に交流センターの組織内容だとか、それから運営内容を中心に質問を行ったわけでありまして、今回は事業内容を中心に交流センターの将来ビジョンを含めまして村の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

質問が幾つもありますので、早速質問に入っていきたいと思っておりますけれども、前段申しましたように、まず交流センターの事業内容についてお聞きをしていきたいというふうに思っております。

観光・交流部門のまずは内容についてお聞きをしたいと思うわけでありまして、まず、交流人口を増やすために、私は、交流センターは必要な組織だというふうに考えておるわけでありまして、組織を発展させるためには団体ツアー客の取り込み等も必要になってくるというふうに考えるわけでありまして、したがって旅行業免許の取得が必要になるというふうに考えるわけでありまして、村として旅行業免許取得に関しましてお考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○振興課長 ご質問の内容につきましては、あくまでも交流センター、仮称でございますが、の事業であり、決定事項ではございませんので、現時点で検討されている内容または村としての意見ということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず旅行業の免許でありますけれども、旅行業の免許につきましては1種から地域限定という免許があります。一番取りやすい地域限定の免許を取得すれば、中川村と隣接している市町村の範囲内で旅行業を行うことができます。しかしながら、免許を持った管理者の常駐ですとか供託金といったものが必要になります。現在考える中では、そこまでの商品販売は見込まれていないので、村の単独での旅行業の免許の取得のほうは考えておりません。

伊那谷観光局、上伊那DMOですけれども、は地域限定の免許を取得しております。拠点の事務所でありまして伊那市と中川村は地域的に接していないために、伊那谷観光局が中川村で旅行業を行うということにはできないということになります。かわりに中川村に観光局の営業所を置くということになりますと、中川村に隣接しています市町村を範囲とした旅行業ということができまして、実質的には地域免許を取得したと同等の業務ができるということになります。

また、伊南DMO、これは駒ヶ根観光協会になりますけれども、また南信州観光公

社のほうでも旅行業の免許を取得しております。

いずれの組織にも中川村は参加しておりますので、それぞれの組織で関連する商品などの連携ができるというふうに考えております。

○3番 (松澤 文昭) 村としては、旅行免許の取得についてはできないといたしますか、難しいというお話があったわけでありまして、やはり集客をするということになりますと旅行業者との連携ということが必要になってくるかと思っておりますけれども、そこら辺について、村の考えにつきましてお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 今のところ村単独として、いろいろな関連性が難しいわけですので、参加しております上伊那DMOですとか南信州観光公社との連携を強めながら進めていきたいというふうに考えております。

○3番 (松澤 文昭) わかりました。広域的な対応という形での検討をされておることかと思っておりますので、ぜひとも交流人口を増やすという形の中でも取り組みをお願いしたいと思っております。

続いて、農家民泊事業だとかファームサポート事業につきまして、これも交流センターが根本的には運営するというふうに考えておるわけでありまして、特に農家民泊事業等につきましては村民の期待も大きいというふうに思っております。そういう中で、まず農家民泊事業、ファームサポート事業の現況についてお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 農家民泊につきましては、平成28年度に開始をしております。現在は18戸の農家の方が旅館業、簡易宿泊所の登録を行いまして、農家民泊を行うことができます。しかしながら、実質的には現在10戸程度が定例的に受け入れを行っております。

受け入れの実績につきましては、中高生の体験の修学旅行というところから始まっております。これについては南信州観光公社のほうからのお客様ということになります。現在は、海外の小中学生ですとか、村内のイベントの宿泊客も少しずつ増えてきております。スタートの年の平成28年度は4校131人でありました。昨年につきましては9校、また個人的な宿泊も含めまして350人でありました。本年度の現在までの実績につきましては、16校ほか420人でありまして、これから冬場、海外の学校の受け入れということもございまして、最終的には24校～25校600人ほどを見込んでおります。

あと、ファームサポートの関係につきましては、平成15年に始めておりますけれども、その中で、最大値につきましては、受け入れ農家が11戸ございまして、サポーター数については98人、受け入れの延べ人数については914人でしたが、30年度の実績につきましては、受け入れ農家が7戸、ファームサポーターについては29人、受け入れ人数については230人と大きく減少しております。理由としましては、大分農家とのつながりが大きくなりまして、村を通さずに受け入れているということが多くなっているということと、高齢化等によりまして受け入れ農家が減少してきたこと等が考えられます。

○3番 (松澤 文昭) 個人で受け入れる方も多くなってきたという解釈でいいんですか。

○振興課長 ファームサポートの件でしょうか。

○3 番 (松澤 文昭) その件です。

○振興課長 一番最初に、サポーターとしては、保険の関係がありますので登録をしていただいております。しかしながら、その後の受け入れについては直接農家さんとサポーターさんと対応しておりますので、実際としてどのくらい延べ人数として来ているとかいうところが、ちょっと把握できていないという状況です。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。

そういう中で、農家の期待もつていうか、村民の期待も大きい農家民泊事業だとかのことなんですけれども、その将来ビジョンについて村はどういうふうにご考えておるかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 まず農家民泊についてであります。高齢の農家でも取り組めます。また、農家の副収入にもなります。また、交流によります地域活性化にも結びつき、受け入れ農家が増えてくれば、さらに多くの受け入れが可能になってくるというふうに思っております。

現在は、修学旅行生もバス1台までしか受け入れないというところがございますが、少なくとも2台を受け入れれば倍の人数を受け入れるということになると思います。

また、現在の受け入れの多くは中学校、高校生の体験旅行や海外の中学生が多いところでありまして、農業体験等のプログラムを加えることによりまして通年を通じた受け入れも可能になってくるかなあというふうに考えております。

また、ファームサポート事業につきましては、農家の労働力のほか、都市住民との交流など、メリットの多い事業でありますけれども、受け入れ農家が増えない理由の多くにつきましては、やはりサポーターを泊めることにつきまして非常に負担であるというようなご意見があります。これにつきましては、農家民泊との連携をすることによって負担を軽減できるのではないかとということで検討を進めてきております。

また、サポーター、お手伝いをさせていただくサポーターにつきましては、現在受け入れ農家が減ってきたということで、募集のPRは行っておりません。しかしながら、過去の例では、募集のPRを行えば都会の方から多くの反響があるということで、サポーターの数については増えていくかというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほどの説明の中でも海外の宿泊客も多くなってきたという話があったわけでありまして、言葉の壁も含めて、それらの対策が必要ではないかなというふうに考えるわけでありまして、村としてそういうところのサポートのついてはどのようにお考えでしょうか。

○振興課長 最近、韓国、中国、台湾の皆さんも来ていただいているということですが、多くは学生なんです。学生の皆さんにつきましては英語がほとんどしゃべれるということになります。英語での意思疎通もできますけれども、なかなか英語まで話せる方もいらっしゃるという中で、村のほうとしては、まず簡単なあいさつ程度のチラシみたいなものは農家さんのほうにお伝えしておりますけれども、実際としては、農家の皆さんが、最近ではタブレットとかスマホがありますので、そういう中での意思

疎通、また子どもですのでいろいろな身振り手振りでも通じるということで、言葉の壁についての障害といったようなご意見のほうは余りいただいておりますけれども、これからさらに受け入れていくということになれば、対応等も考えなければいけないというふうには思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 確かに言葉の壁の部分はタブレットとかスマホ等を使えば解消できるかと思うんですけれども、その国独特の生活習慣だとか、特徴的なところがあって、その部分で誤解を生むようなところもあろうかと思うんですよね。例えば、ある国の人を受け入れるということになれば、その国の特徴だとか、それからこういうことは気をつけなきゃいけないということについて発信をしてやらないと泊める方たちがわからないということもあると思うんですけれども、そこら辺の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○振興課長 今現在、国内の小学生を受け入れるに当たっても、やはり、言葉ではないんですけれども、アレルギーですとか、いろいろな問題を抱えたお子様もいらっしゃると思いますので、そういう情報につきましては事前に学校のほうからいただいて農家のほうにお伝えをしているということになります。

海外の学生等につきましては、そこまでの情報等はありません。今後多くの海外の皆さんを受け入れるということにつきましては、こちらもそういう情報を収集しながら、受け入れ農家のほうに広く周知をして、問題がないような形で進める必要はあるかというふうには思っております。

○3 番 (松澤 文昭) せっかく中川村に来てもらうわけでありまして、変な誤解の中で中川村を嫌いになるようなことがないように対応をぜひとも進めてもらいたいと思うわけでありまして。

続いて、イベント事業に関するちょっと関係につきましてお聞きをしたいというふうに思うわけでありまして、村でも今、さわやかウオークだとか、ヒルクライミングだとか、飯沼の棚田のイベントだとか、いろんな多くの事業がイベントとして開催されておるわけでありまして、これらの事業につきましても交流センターがかかわっていくんではないか、あるいは関与していくんではないかなというふうに私は考えておるわけでありまして、これらのかかわりについて、村として交流センターはどのようにかかわっていくか、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 現在、村内ではいろいろなイベント等が行われておりますけれども、交流センターとしてのかかわりにつきましては、事務局を担うような主体的なかかわりについては厳しいかなあというふうに思っております。

農家民泊の受け入れの案内ですとか、農産物の販売などのかかわりが中心になるかなあというふうに思っております。

交流センターはイベントを担う組織ではなく、継続的に農家を支援していくような組織になるかというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は全く違う発想をしております。交流センター、前回のときにお話をしたように、交流センターは地域おこし協力隊が主な社員としてかかわって

くってという話がありましたので、私は、こういうイベント事業をむしろ交流センターが主流になって、特に地域おこし協力隊がその部分を担ってやっていくことによって、今までの職員がやってきた部分について、もちろん職員は側面から応援をしますが、地域おこし協力隊が例えば土日のイベントへ出ておいて、そして普通の日には休むという形をつくったほうが、職員の負担も軽減できますし、むしろ地域おこし協力隊を増やしてその部分を対応すれば、もっと違ったイベント事業も対応できるのではないかなというふうに考えておるわけでありまして、そういう発想をしたほうがむしろ中川村の活性化につながるのではないかなというふうに思うわけでありまして、そこら辺を含めて、村長も含めてお答えをお聞きしたいと思います。

○村 長 地域おこし協力隊、今、私どものところにも何人か来ております。特に、地域おこし協力隊の皆さんは、今の目標は、この地に住んで自分でやりたいこと、実は農業の振興だったわけですので、それぞれやりたい栽培作物を将来的にはここで自立してつくっていく、そして住民になっていくという将来の方向を見る中で、今、職業というか、将来の職業に特化した形で求めています。

確かに、言い方は悪いんですけど——言い方は悪いというか、地域おこしになればそれはいいんですけども、イベントのために協力隊を、本来担うっていうか、持っていくっていうのはちょっと違うのではないかなというふうに思っておりまして、将来、地域の中川村の中で、何か彼らなり協力隊の方がそのことをやることを通じて自分の仕事を新たに見つけたり、このことを発展的に何かできるようなふうであれば、それは十分考えられるわけでありまして、地域おこし協力隊にイベントを担うことを今ちょっとお願いするっていうのは、考え方の中では持っておりません。

○3 番 (松澤 文昭) 私が行っているのは、イベントのときにその部分だけを対応して、普段は違う対応をしているんですけども、イベントのときだけでもその部分を対応してもらおうことをすれば、違う全国からの人との交流もできますし、地域おこし協力隊の人たちのためにも、かえっていろんな面でプラスになるのではないかなあと思っているんですけども、そこら辺を含めてどうでしょうか。

○村 長 地域にある資源を使って、何かその中で事業をおこすということがあれば将来的に結びついていくことではあるけれども、今の中での具体的に例えばヒルクライムですとかハーフマラソン、具体的なものを想定いたしますと、もしかしたらそのことに特化した人でないと、つまりイベントにという言い方は悪いんですけど、そういう事業に特化してお願いを、誰かやりたい、将来はこんなような企画で自分の自転車の何か事業を始めるとか、そういう夢や希望といいますか、そういったことを描いている人であるならば、ぜひそのプランを聞いた中で採用するっていうことはあると思いますが、地域おこし協力隊の一時の中で自分のやろうとしていることとは別に一時的になっただくってということは、ちょっと違うというふうに私は思います。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと考え方が私と違うかなと思っているのですが、前回聞いたときに、交流センターは法人組織を立ち上げるわけですよね、そうすると、例えば地域おこし協力隊は社員として入っているわけでありまして、イベント事業もその中

で差し引き収支がプラス、とんとんでもいいんですが、そういう形になれば村の活性化も図れるし社員としての生活もできるっていう形になると思うんですよね。それらを考えると、交流センターっていうのは、もっと幅広く考えれば、村の活性化のために私は非常に重要な組織だと思っておりますので、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○村 長 確かに交流センターは、財源を——財源というか、みずから生み出しながら活動の中で広げていくっていう、そういうことを想定していますが、最初は、やはり村の中から支援を、村から支援金を出して、まず地盤、基盤づくりをやっていく必要があるということ、今までの私のイメージの中では、今までのスポーツイベントといえますか、そういったものに関して言いますと、ほとんど非常に持ち出しばかりという言い方はないんですけど、持ち出しでありまして、これでもって新たな次の活動やいろんなことにつながるプラスに生み出せるのかなあというのは非常に疑問に思っているところであります。

○3 番 (松澤 文昭) 具体的にそこに書いてありますけれども、中川ハーフマラソン、村長も話がありましたのでちょっと聞きたいと思っておりますけれども、ハーフマラソンにつきましては、多くの交流人口がありながら実行委員会の負担が大きかったということで、村民の中からは惜しむ声もありながら中止の方向になったということでもありますけれども、例えばハーフマラソンを交流センターが中核組織として、そして賛同者を増やしながら実行委員会組織をつくって、そして復活させれば、3,500人だとか、そういう交流者が来るわけですよね。そういうことは村の活性化のためにも非常になるというふうに私は考えておるわけでありまして、そういう点について、例えば先ほど申しましたように交流センターがそれに関わって、全てやれとは言いませんけれども、温度をとって、そして実行委員会組織をつくれれば、今までと違った、ハーフマラソンの実行委員会に任せるだけじゃなくて、違った形で対応ができると思うんですけども、そこらも踏まえて、どうでしょうか。

○振興課長 今現在として、交流センターが中川ハーフマラソンの中核的組織として企画や立案ということを行うということは、今のところ考えられないかなあというふうに思っております。交流センターの業務内容につきましては多岐にわたるわけですが、今のハーフマラソンの実態を交流センターで把握してやっていくというところについては、かなりの業務量があるのかなあというふうに思っております。

仮に今のハーフマラソンが実施されるということになれば、交流の部分としまして農家民泊の案内ですとか受け付け、農産物販売の支援ということになるというふうに思っております。

先日のさわやかウオークにつきましても、地域おこし協力隊の4人の皆さんにつきましては物販の販売ということで参加をしていただきながら来ていただいた皆さんとの交流をしてきたということでございます。まずはそういうところからのスタートかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっとイベントのことで再度聞きますけれども、交流センターと

してはイベント事業には基本的にかかわっていかないっていう、そういう考え方を持っているということではないでしょうか。

○振興課長 それは、今のところは当初からその部分を担っていくというところについては考えておりませんが、今、議員からいただきました意見につきましては、検討をして、どういう形がいいかということは考えていきたいというふうに思います。

○3 番 (松澤 文昭) 交流センターの将来ビジョンを最後に聞きますけれども、それらも踏まえて、また再度、最後のほうで聞きたいというふうに思っております。

それで、引き続きまして、中川村の観光資源開発、あるいは地域資源の開発に関する村の方針だとか交流センターの関与について、ちょっと村長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 現在、村の観光資源の掘り起こしですとか周遊プランの検討につきましては、伊那谷観光局や伊南DMOの準備会に村の職員も参加しながら行っておるところであります。

また、伊南DMOは部会を持っておりまして、その中に、部会の中に、村の中で起業といいますか、やっている若手も入っておりますので、十分その意見といいますか、ルートというか、そういったものはつながっていくだろうという期待を持っております。ですので、これらの組織ですとか、村内で取り組みを行っている方々と連携しまして、観光資源の掘り起こし、それから地域資源を活用した体験プランなどの開発を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、村の観光や商業等の振興につきましても、今後の方向性を示します観光振興構想といったものの計画の策定、これをつくっていききたいというふうに考えております。この中への交流センターの関与でありますけれども、今、振興課長もお答えをされましたとおり、基本的には、イベントという言い方をしちゃいけません、そういったものを主体に取り組むことはありませんが、観光の、やはり取り扱い、先ほど支局みたいな、営業所みたいなのを置くというお答えをしましたので、そういう中での取り扱いは行っていきますから、1つの観光客の受け入れていく柱の場所にはなるだろうと、もちろん観光案内も含めてありますが、そういう交流センターは役割を持っていくだろうというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 私は、中川村の中にも非常に魅力的な観光資源だとか地域資源がたくさんあるというふうに思っておるわけでありまして、それだけではPRにならないだろうと考えておるわけでありまして。それに何かをプラスする、あるいは複合的に組み合わせるといった形で情報発信することが中川村の活性化のための必要ではないかなあというふうに考えておるわけでありまして。例えば、具体的に提案するとすれば、村の自然と既存の施設だとか、あるいは村に在住している多くの作家を組み合わせるとか、村の食材を使ったメニューを提供することによって新たな企画ができるのではないかなあというふうに考えておるわけでありまして、これらの取り組みを交流センターがすれば新たな村の魅力の発信ができるかなあというふうに考えておるわけでありまして、村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 今おっしゃった中に、やはり私もさっきちょっと考えたというか、思いもあるわけでありまして、例えば桂川議員との話の中でありまして、人は何を求めるかって、いろいろ多様でありますので、例えば中川村にしかない、もしかしたら植生の群落みたいなものを見たいとか、これはつくらないとだめなんだろうけれども、あるいは、もう既にありますとおりアンフィルメル美術館というのも資源ですし、これから見たやはり風景というか、西を見た風景、改めてこの間も行って来たんですけど非常にすばらしい、こういったものもあります。それから、農業体験できる圃場もありますし、今お話のあった地域色といいますか、中には農産物を使いながら、あるいはこだわりの食事、ここの伝統的な食事を提供している、そういった方もいるわけでありまして、こういう部分と結びつけるということは非常に大事なことだと思います。昔の観光地は、有名な温泉地とか景勝地、こういったところを駆け足でめぐって宴会をやって泊まって帰るといって、こういうパターンではもう観光は成り立たないというか、当然、中川村にはそういった資源はないわけでありまして、新たなよさとしたら人とか文化財とか植生とか自然とか、こういったものとか、食文化も含めてですけど、それをあわせて考えていくっていうことはやっぱり大事なことだというふうに私も思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、村長のほうから人とかという言葉がありましたけれども、私は、もう一つ中川村の地域資源として重要なのが、中川村の村民は温かい心があったり、それから思いやりの心もあったり、それからあいさつができるっていうような、非常に人間性の豊かさがあるわけですね。やはり中川村の村民が持っている人間性も私は重要な地域資源になるというふうに考えておるわけでありまして。中川村に来村した交流者におもてなしの心で対応ができれば、リポーターにもつながりますし、それから交流人口が増えれば定着人口にもつながるといって、そういうふうに考えておるわけでありまして、そこらも踏まえて村長の考えをお聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 大分突っ込んだお話になってきたかと思っておりますけれども、そのとおりであろうというふうに思います。ただし、中川村、私も最近思うんですが、本当にあいさつのできる村っていうキャッチフレーズが今本当に子どもたちにまで浸透しているのかというのは、これは私も反省しなきゃいけないんですが、私も含めて、全体的に私より上の親の世代とか、私あたりよりもちょっと若い人たちの間では、日常的に、おはようございます、こんにちは、お暑うございますとか、元気かねとか、こういったような人を和ませるといって、こういう非常に優しい気持ちというか、これは文化としてあったし、非常にあいさつのできるすばらしい村だというふうに、私も職員のときにほかから来た方が、非常に何ていうんですか、手紙をいただいて、感動したというようなお便りをいただいたことがありますので、そういった文化をやっぱりこれから、これは醸成しなきゃいけないし、皆さんの中で育てていく課題だと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。観光・交流部門、まだちょっと聞きたいことはあるんですけど、ちょっと次の具体的な営業販売部門についてお聞きをしていきたいというふうに思っております。

まず、ちょっと聞きたいなあと思っておりますのは、販売のことですけれども、今、営業販売をしておるわけでありまして、これにつきまして、出張販売事業が今は主流だと思っておりますけれども、出張販売だけをやっていくのか、あるいは交流センターを含めて直売所機能を有していくのか、そこら辺の村の考え方をお聞きしたいというふうに思っております。

○振興課長 現在は、テストケース的に東京にあります百貨店、また富士川楽座等で農産物の販売を行っております。

しかし、将来的には地元の農産物を地元で販売できるという体制は必要だというふうに思っております。これによりまして、富士川楽座やその道中に幾つもの直売所がございます。そことの連携によりましてお互いの産地の相互交流販売ということも可能になるのではないかなあというふうに思います。

現在、チャオの商業施設内で農産物の販売を行っております。その事業者さんと意見交換を行ったりしておるところではありますが、何らかの形で農産物直売所の機能強化や拡張といったものは考えていく必要があるのかなあというふうに思っております。まだまだ調整すべき点はたくさんあるかというふうには思います。

また、仮に農産物直売所をつくるとすれば、やはりチャオ周辺で整備することがいいのではないかなあというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 直売所機能を今検討中ということでありまして、やはり出張販売機能だけだと売れ残った場合の対応が非常に難しくなるかなあというふうに考えておるわけでありまして、加工品等なら返品も可能であるわけでありまして、成果物の場合には、返品等がありますと、どうしても収益確保が難しくなってくるということになりますので、売れ残り対策が必要になるということで、どうしても直売場機能を併設していかないと、交流センターとして経営活動ができないかなあと思っておりますので、そんな点につきましてはご検討をお願いしたいと思っております。

そういう中で、例えば交流センターが事業として経営を成り立たせていくためには、やはり私はふるさと納税制度を使った返礼品の取り扱いということが必要になると、経営の柱になっていくというふうに考えておるわけでありまして、そこら辺を含めまして、現在のふるさと納税制度の返礼品の取り扱いの現況についてお聞きをしたいと思います。

○振興課長 ふるさと納税制度につきましては、パンフレットに加えまして、ことしの8月からふるさと納税サイトふるさとチョイスを活用するようにしてきました。返礼品の数につきましては、農産物が7、加工品が7、各種体験が3の17品目であります。まだまだ増やせる余地はあるのかなあというふうに思っております。

現在の納税の状況であります、12月2日現在の状況であります、件数では146件168万円になります。うちふるさとチョイスですが、サイトを使った活用につきましては121件138万円になります。返礼品の精算額につきましては50万円といったような状況でございます。

取り扱いとして多いものでありますけれども、一番はブドウが多くて、次に市田柿、

梨、リンゴといった順になっております。

○3 番 (松澤 文昭) まだまだ取り扱いが少ないようでありまして、中川村の基幹産業は農業ですけれども、基幹産業として発展させるためには、どうしてももうかる農業にする必要があるというふうに考えておるわけでありまして。そのためには、やはり村の農産物、特産物の新たな販売ルートとしてふるさと納税制度をもっと活用することによって生産意欲の向上につながったり、村の基幹産業である農業の振興が図られるというふうに考えるわけでありまして、村の考えをお聞きしたいと思います。

○振興課長 取り扱いの状況につきましては、やはりまだまだというところもございます。現在、地域おこし協力隊の皆さんが村内の農産物等を含めましてふるさと納税として活用できそうなものにつきまして収集をさせていただいております。集めていただいた情報につきましては、基本的には登録制度でございますので、本人のほうから登録申請をしていただいて、村のほうでふさわしいかどうかのほうを確認してふるさとチョイスのほうに乗せているという状況でございます。まだまだ取扱高につきましては少ないところではございますけれども、これにつきましては交流センターの1つの事業として取扱量を増やしていくように進めていきたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょっと今の点につきまして村長の考えもお聞きしたいというふうに思っております。

○村 長 ふるさと納税につきましては、私は、農家のやはり直接的に売り上げにっていうか、つながるやり方をしたいということは前から申し上げておりますし、そうでないと、単にこの制度を使ってお金をくれた方が非常に得をするという、そういうお金のある方といいますか、納税力のある方が得をするという制度にしか過ぎないことになってしまいますので、やはり農家の実入りをまず第一に考えた農産物の取り扱い、ふるさと納税としての取り扱いを考えていきたいということと、もう一つ、やはりこれからの世の中の中で、やはり私が思うのは、いろんな意味で、例えば日常的に食べるようなもの、特に米なんですけど、こういったものについてはできるだけ、これからの世の中、ここからどういうふうに考えるかっていうことはいろいろあるんですけど、できるだけこだわったもの、何にこだわるかっていうと、もちろん味とかいうこともあるでしょうけど、味、鮮度、それから、鮮度は全てのものになきゃいけません、それか、やはり有機栽培にこだわる、あるいは減農薬にこだわる農産物、こういったものも広く考えていきたい。このことが、やはり美しい村中川村ではこういうものをつくっているんだということにもつながると思っておりますので、そんな意味で、今のイメージとしてはそんなことも考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほどの答弁の中でも、ふるさと納税制度の取り扱いにつきましては、返礼品の取り扱いにつきましては交流センターでやっていきたいという話があったわけでありまして、やはりこれを交流センターでやるということになりますと、この部分、取り扱いを拡大すれば交流センターの経営安定のための非常に重要な柱になるというふうに考えておるわけでありまして。そういう点で、この部分をうまくPRして経営の柱に持っていけば交流センターの運営も軌道に乗るかなあというふうに考

えておるわけでありませぬ、そこら辺を踏まえてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 取扱量が増えれば当然経営の柱になっていくかというふうに思いますけれども、今現在の状況ですと、やはり手数料収入とかいただく中では、そこまでは、今の現時点では難しいのかなあというふうに思っておりますので、やはりこの量を増やしていくと、村の農産物を返礼品として活用しまして多くの方に納税をしていただくという動きを進めていく必要があるということでございます。

○3 番 (松澤 文昭) もう一つ、ちょっと聞きたいなあと思っておったのは、ふるさと納税制度の返礼品を取り扱うに、特に農産物の関係でありますけれども、買い取り販売等についての考え方をどのように考えておるか、ちょっとお聞きをしたいというふうに思っております。

○振興課長 今現在の動きであります。まずは、納税が確定をしてから申し込まれた返礼品をその都度農家のほうに発注、発送していただいて精算をしているということでありませぬ。

買い取りというのは、もう納税の前にある程度買い取って確保しておくというような意味でしょうか。ちょっとすみません。私、今……

○3 番 (松澤 文昭) 先に値段を提示して、そして農家から品物を仕入れると、価格を先に決定させてしまうというものです。

○振興課長 今現在は、値段につきましては農家の皆さんと1件について今3,000円で買い取るということで決めさせていただいて、ほとんどの農産物については3,000円という単価にしまして、それに見合った数とか重さで決めているという状況です。

○3 番 (松澤 文昭) これは1つの例でありますけれども、豊丘村では、ふるさとの税制度によりましてご承知のように農産物の取扱高が年々増えておるということで、リポーターも継続的に注文をもらって、新規の注文も増えているというふうに考えております。ことしは、本年度はマツタケがちょっと不作だったもんで、その分は来年度に回すということでありませぬ、ちょっと話を聞きますと、この取り扱いにつきましては2015年度からJA南信州と連携を行っておって、それまで村が中心で行ってきた買い取りや発送も今はJAが一括して行っておるということでありませぬ。この買い取り価格の相場につきましては15%~20%ほど高く設定して、農家所得の向上につながっておって、返礼品を含め発送する箱にはJAが取り扱う商品パンフレットだとか、それから、例えば中川村の商品パンフレットだとか、こういうものを同封する中で、これまでに200件以上の新規の顧客を獲得したということも聞いております。

やはり、前段申しましたように、ふるさと納税制度を活用して返礼品の取り扱いを拡大していくことは、地域経済の活性化だとか、それから営農意欲の向上にもつながって、中川村の農業振興施策として非常に重要なあというふうに考えておるわけでありませぬ、村の考えと、あわせて村長のお考えもお聞きしたいというふうに思います。

○村 長 今のところ、数量も含めて、買い取り制度でない、逆の意味で十分応えられない

という量ではありません。前、前回もお話をしておりますとおり、始まったばかりだということ、この制度については、ひとつ生産者で私のところではこれが出せませぬよっていう皆さんに申し出てもらって、その皆さんの品目やなんかで、じゃあ許可をしましょうという形で、例えばブドウであればブドウで、注文があったらその方をお願いすると、こういうやり方でやっております。買い取り制度もわかりますので、理屈はわかりますけど、私が思うのは、直接お金が入るようにするには、その皆さんでやるところの、いわゆる価格としてこういったものはこのぐらいで出しましょう、これが逆なことをいうと、3,000円、3割程度という制約がありますから、じゃあ目方でもってこういう品質ものをこのぐらいにしましょうという統一を今考えながらやっていくという方針でいきたいと思っております。

○3 番 (松澤 文昭) わかりました。

先ほど若干話をしたんですけれども、ちょっと出張販売に対する根本的な村の方針について、ちょっとまたお聞きをしたいと思うわけでありませぬ、まず出張販売の現況についてお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 出張販売についての実績でありますけれども、平成30年度は東京、横浜の百貨店に3回、延べ日数では21日、東名高速の富士川楽座については3回の6日間であります。出店の手数料については、百貨店が12%になります。富士川楽座については15%の手数料ということでございます。これを引いての売り上げについては240万円ほどの売り上げになっているということでありませぬ。

本年度につきましては、百貨店が2回、延べ14日、その他お祭り等で2日間ほど、富士川楽座につきましては果物が出だしました8月からおおむね月1回の出店を行っております。年度内につきましては、月1回は富士川楽座のほうには出店をしたいというふうに思っております。

百貨店の売り上げにつきましては、1回の出店で60万~80万円ほどの売り上げになっております。富士川楽座につきましては、曜日ですとか天気によりまして変わりますが、1日3万円~10万円ぐらいの売り上げになっております。

これ以外にも村内のイベントということでさわやかウオークなどにも出店をしているという状況でございます。

○3 番 (松澤 文昭) 今、出張販売に関する現況についてお聞きをしたわけでありませぬ、話を聞く中でも出張販売の採算に関しまして考えていきますと、やはり採算性を考えると非常に厳しいものがあるなあというふうに私は考えておるわけでありませぬ。例えば今後の中でも交流センターが核となって出張販売を継続するというにしても、中川村の農産物のPRだけでよしとするのか、あるいは採算性まで考えていくのかということを考えますと、販売方針に大きな違いが出るかなあというふうに思うわけでありませぬ。交流センターも今後は法人として経営を行っていくわけですから、先ほど申しましたように採算性を度外視してもいいのかという方針にするのか、採算性も考えるかということ、交流センターの運営について非常に重要な方針になってくるかと思うわけでありませぬ、現時点での村のお考えをお聞きしたいというふう

に思います。

○振興課長 今年度につきましては、仕入れ価格と販売価格に差をつけまして、若干事務費の捻出を行ったということでございます。今回につきましてはテストケースということでありますので、人件費などは村で負担して、採算性については考慮ができていないという状況でございます。人件費などを考慮しますと、ある程度の手数料をいただかないと収支が合わないということになります。逆に手数料を増やしてしまいますと農家の手取りが減って農家の有利販売にならないということにもなろうかと思っております。

考え方としましては、やはり、まずはPRという部分である程度採算性を度外視した出張販売ということと、採算性を考慮して有利な販売ができる場所の選びですとか出店の方法、また手数料等の検討を進める必要はあろうかというふうに思います。

先日、農業経営者会議の皆さんと懇談をした中では、やはり出張販売でいいものを高く売れる場所もやはり確保してほしいというような意見もございましたので、PRと有利な販売という二面性を、なかなか難しいことではありますけれども、検討を進めていきたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 経営の面も含めて、また最後にお聞きをしたいというふうに思っております。

それで、次に、農産物加工施設のことを聞きたいんですけども、どうも最新の交流センターの考え方の中では販売部の部門ではなくて特産開発部というものをつくるような話も聞いておりますので、特産開発部の部分に当たるわけでありまして、ちょっとこの場でお聞きをしたいというふうに思っております。

農産物の加工施設と交流センターの連携も村の活性化におきましては非常に重要になるなあというふうに考えておるわけでありまして、この点につきまして村の方針をお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 農産物加工施設につきましても、村の農業振興や地域活性化には必要な当然分野でございます。農産物加工施設につきましては、稼働を始めて10年が経過ということになりまして、機器類も老朽化が進んできております。順次機器類の更新の時期を迎えてきております。単なる設備の改修や更新にならないように、今後の6次産業化の動きですとか、消費者の嗜好性等を研究しながら、将来を見据えての設備の整備を検討していかなければならないというふうに考えております。また、これに合わせまして加工体制や運営体制についても検討する必要があるかと思っております。現在、指定管理をしていただいている皆さんや加工を担っていただいている方々と意見交換をしているところでありますが、いずれにしても交流センターとの連携を詰める必要があるかと思っております。できれば一体的に加工施設も含めての農業振興という形になればなあというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 加工施設と交流センターの連携も重要でありますし、もう一つ重要なのは、村の特産品開発をどうするかということかと私は思っておるわけでありまして。この部分に交流センターがどのように関与していくかということも重要ななあと思うわけでありまして、その点について村の方針をお聞きしたいというふうに思

ます。

○振興課長 特産品としましては、この土地の気候風土を生かした農産物ということでありまして、寒暖の差を生かした果樹ですとか、土質を生かした長芋、長ニンジンなどが中川村にあらうかと思っております。また、これらの果樹を生かしたジュースやジャムなどの農産物加工品も特産品の1つになるのかなと思っております。

新たな農産物、農作物の振興につきましては、営農センターなどと連携しながら、販売面での連携が必要になってくるかなというふうに思っております。

加工品につきましては、先ほども触れましたが、今後の6次産業化の動きですとか、消費者の嗜好等を研究しなければいけないというふうに思っております。当然、交流センターもこれらにかかわっていくことになると思っておりますが、全てを交流センターで担うということは難しいわけですので、農業者や村、JA、農産物加工施設、商業者など、さまざまな関係者が連携して取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今話もありましたように、村の特産品開発につきましては村民の期待も大きいわけでありまして、各種団体が協力して特産品開発を進めるべきだろうと私も考えております。各種団体の取りまとめを行うのが交流センターかなあというふうに考えておりますので、そんな方針でやってもらえたらどうかなあと思っております。ちょっと村の考えをお聞きしたいと思っております。

○振興課長 今いただいた意見については、検討の必要性があるというふうに感じております。

○3 番 (松澤 文昭) ちょうど農業振興部との切れになりましたので、またこの部分以降は次回に回したいと思っております。

以上で私の一般質問を終わりとします。

○議長 これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は3時15分といたします。

[午後3時01分 休憩]

[午後3時13分 再開]

○議長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 中塚礼次郎議員。

○6 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに提出いたしました2問について質問をいたします。

9月の議会一般質問で高齢運転者の事故防止対策として先進安全装置者と誤作動防止機器への補助制度の導入について必要性を述べ、村の考えを聞きました。

高齢化社会を迎え、高齢者による悲惨な交通事故は年々増加しており、最近では運転免許証の返納者は全国で40万人を超えると言われるような現状であります。

地方や中山間地域では、自動車運転は必要な移動手段であり、中川村の現状からも、車の運転は生活を維持していくためにも欠かせないものとなっております。

また、長野県の運転免許証の高齢者保有率は全国1位で20.5%、長野県の中で村の免許保有率、中川村の免許保有率は77.7%で、長野県内の35の村の中で1位という状況であります。高齢者保有率は75.4%となっております。これらの点からも、高齢

者にとって自動車の運転は欠かせませんが、運転の高齢化はますます進み、交通事故の発生が大変危惧されてまいります。

また、高齢者の自動車運転による事故は多く報道されますが、事故の原因で最も多いのはアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故であります。アクセルとブレーキの踏み間違いによる高齢ドライバーの交通事故を防ぐために、自動車に後から取り付けられる安全装置の購入補助を政府が検討していることが10月31日の新聞で報道されました。報道された内容によると、対象となる年齢や製品、補助の上限などを詰め、2019年度の補正予算に盛り込む方向で、安全装置は、急なアクセル操作を検知し、主に駐車場などでの急発進や追突事故を防ぐ仕組みで、既存の車両に装着できる製品で、取り付けの工賃と合わせて4万～10万円程度で購入できる装置であります。政府は、補助については一定年齢以上の高齢者を対象とし、国の性能認定制度に適合した製品に限ることを想定しており、市販品の増加を見据え、精度の高い製品の普及を後押しする狙いもあるようであります。性能認定は、国土交通省がメーカーなどの申請を受け付けており、12月中旬に結果を公表するとしております。

また、11月27日の新聞報道によりますと、政府が国産の新型乗用車を対象に2021年11月から自動ブレーキ搭載を義務づける方向で最終調整に入り、性能要件も来年1月発効見込みの国際基準に合わせ、現行の国内基準より厳格化し、高齢ドライバーの操作ミスによる事故多発を踏まえ、既に主要メーカー各社と調整をしており、関係省庁との協議が整えば年内に正式決定することなどが明らかになり、国の高齢者運転事故防止の安全対策が大きく前に進みます。

家族にとっても中川村にとっても、高齢者の果たす力は大変大きいものがあります。私は、国の補助施行に合わせ、村の高齢運転者事故防止対策として、急加速防止装置購入補助の導入により、高齢者が村の中で元気に活躍できる移動手段である自動車運転の安全策として後押しをすべきというふうに考えます。村の考えについてお聞きいたします。

○総務課長 9月の定例会での6番議員のご質問にもお答えをいたしました。当村における高齢者の生活には自動車の使用は不可欠でありまして、安全運転サポート技術を利用することへの支援は必要というふうに考えており、そのようにお答えをしたところであります。

ご質問のとおり、国も動き出すようでありますので、ちゃんとした製品であるということ。これを条件に村としても補助することを考えたいというふうに思います。具体的な制度設計に当たりましては、国の制度や他の団体の例も参考に、早い段階で制度導入をしたいと考えております。

○6番 (中塚礼次郎) 国がいよいよ動き出したということで、村としても、行政としても高齢者が本当に安心して村内で活躍できる村をつくっていく意味では大変、今、総務課長のほうから検討いただきましたが、心強い返答だというふうに思います。例としては、東京都が7月からこれを実施しておりまして、原則、東京都では70歳以上を対象に10万円を上限に購入の9割を支援しておるのが今の自治体の中での例というこ

とでありますので、こんなことをも参考に、また国のそういった制度が導入されたらいち早く、高齢化の進んでおる一番の中川村でありますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

1 問目の質問は短く簡単にしましたが、次の質問に移ります。

2 問目の質問であります。「自然災害による被災農業者への行政支援について」質問をしたいというふうに思います。

台風19号による甚大な災害は、とうとい人命と多くの方々の生活基盤をも破壊いたしました。復旧の中で、厳しいこの冬を乗り越えなければなりません。

令和元年、日本列島各地を襲った台風は7号にも及び、特に19号による豪雨と風雨は長野県下に大きな被害をもたらしました。生活基盤である住宅だとか、農業、商工業、インフラなど、広範囲に及ぶ災害となりました。千曲川の氾濫により被災した果樹農家は、立ち直ることはできないと涙ぐみながら離農の決断を語っていました。農家にとって台風などの災害は非常に大きな打撃となってしまいます。兼業農家であれば、もう一つの仕事の収入があるわけですが、専業農家の場合は被害が甚大であれば収入がなくなってしまうことも考えられます。

災害による農業への公的補償制度としては、自然を相手とする農家には大きなリスクがあり、そのリスクを軽減し農業の安定を図るために、国は農業災害補償法に基づいて台風や災害、火災などの災害、虫害などの不慮の事故による農家の損害を補償し、国内の食料供給の安定を目指す公的な補償制度として農業災害補償制度を設けております。仕組みとしては、あらかじめ農家が共済金を出し合い、台風や火災など被災した農家に対し共済金を支払う、農家の自主的な補償制度の側面があるわけでありまして。農業が自然災害や天候などのさまざまなものに影響を受けやすい産業であることを鑑みて、掛け金の一部は国が支払っており、また一定以上の規模の農家は加入が義務づけられております。補償の対象は、基本的に機能するのは台風などの風水害や虫害、鳥獣害などに被災したときとなるわけでありまして、共済事業の種類によって補償する対象には違いがあり、畑作物共済、大豆、小麦、サトウキビ、お茶、バレイショ、ソバ、農作物共済、水稲、陸稲、麦、果樹共済、リンゴ、ブドウ、梨、桃など、このほかに馬、牛、豚などを対象とした家畜共済や建物が対象の建物共済、トラック等などの農機具が対象の農機具共済などがあるわけでありまして。共済金と被災時での支払いの共済金から、全てに加入することは困難だとも言われ、村からは加入促進への掛け金補助があります。

また、国では令和元年8月～9月の前線に伴う大雨と台風10号13号15号17号の暴風雨について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型による被災農業者への支援制度を行っており、台風19号の農業災害も適用になるものと考えられます。

今後、地球温暖化による自然災害はますます猛威を振るい、免れることはできないのではないのでしょうか。国による公的支援はありますが、今回の多くの災害からも、国の支援では及ばない大きな被害は十分に予想されます。

被災からの中小企業の再建支援はもちろんですが、私は、被災により離農を出さずに、村の基幹産業である農業を守り、美しい村の持続発展のためにも、国の支援の加え、被災農業者を後押しできる村としての支援がどうしても必要というふうに考えます。甚大な災害はあすともわからない状況の今、安心して農業に打ち込める万一の支援策として考えておかなければならないのではないかとこのように考えます。この支援策についての考えをお聞きいたします。

○村長 まず、現状のさまざまな災害、農業災害に対しての復旧についての制度、共済制度について、もう一遍、あらかじめご承知かと思えますけれども、現状をまずお話しさせていただきます。

さまざまな自然災害が起こる可能性があります。そういう中で、日々のリスク管理として農業保険の農業共済と収入保険というものがあります。

農業共済につきましては、ただいま議員の説明にもありましたとおり、米、畑作物、果樹、農業用ハウス等が自然災害によって受ける損失を補填する、こういったものがございますが、農業共済があります。これは任意の共済となっております。米は違いますが、果樹を対象としました果樹共済につきましては、村で掛け金の2割を現在助成しております。加入促進と農家負担の軽減を図り、自然災害へのリスクに備えておるところであります。現在加入しておられる戸数は57戸、面積は27haということですので、非常に少ないという現状がございます。

それから、収入保険であります。この収入保険というのは、青色申告を行っているのが対象でありまして、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入を補償するものであります。掛け金が高いために、令和2年の対象から掛け金の安いタイプがつけられたようでございます。加入促進を図っていかうとしておるということでございます。

現在は、収入保険に対して村からの加入支援、補助金はありませんけれども、今後の農家のリスク管理に対応するため、収入保険や農業共済へ加入促進や助成制度の充実、こういったことを検討してまいりたいというふうに思っております。一時、農業共済の掛け金の助成につきましては3割の助成を行った時期もございますので、このことも含めまして、一番効果的、どういう形になれば多くの農家が喜び、加入が促進されるか、万一に備えるものでありますので、こういったことも考えるわけでありませうけれども、やはりほかの市町村の状況を見ながら、ほかの市町村の特徴ある取り組みも考えまして検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、農地と農業用施設の災害につきましては災害復旧事業がございます。降雨、洪水、暴風雨、融雪、地震など、自然災害に起因する事象が対象となっております。復旧の対象は、田や畑で現に耕作されている土地が対象になります。農業用施設につきましては、ため池、頭首工、水路、農道、揚水機、堤防、橋梁、農地保全施設で受益戸数が2戸以上の施設が対象となっております。国の補助につきましては、農地が50%、農業用施設は65%でありますけれども、農家負担の軽減のため、村で上乗せの補助を行っております。具体的に言いますと、受益者負担金

は、農地の場合には13%以内に設定をしておりますし、農業用施設は5%以内の設定となっております。こういう上乗せ補助を行いまして、農家の負担を現在軽減しております。また、農家の1戸当たりの災害復旧費に応じまして補助率の増嵩が適用されます。さらに、広域的な激甚災害の場合につきましては、激甚法が適用されれば、さらに補助率が増嵩となりまして、農家や自治体の負担が軽減される仕組みになっておるところであります。

それから、もう一つであります。最後に金融の面での助成について現状を申し上げます。農業災害経営資金等の融資に対する利子補給の制度を現在設けております。また、大規模な自然災害につきましては県で融資施策を実施する場合があります。村も県に協調して利子補給を行っております。過去の例でありますと、平成18年には、天竜川の増水により冠水した水稲への病虫害被害を未然に防止するというで緊急集団防除事業に対する補助を状況に応じて創設した事例もあります。これにつきましては、まさにJAを中心としまして緊急な申し入れがその日にありました。それを役場のほうで検討して、すぐ決定をしてやっていったと、こういうような経過もございませう。

今後、農業保険等への補助、災害復旧事業の補助率増嵩や利子補給などの金融面での支援など、基本的な支援については引き続き行ってまいります。

しかしながら、近年これだけ多発する災害にあつては、農業者も自助努力では賄い切れない部分もあるわけでありませうけれども、当然いろんな、議員さんの質問にもありますとおり、想定されない被害が起こり得るというふうに思っております。今までは、知る限りでは、田畑の低いところの冠水程度で済んでおったわけでありませうけれども、また、そういえば中川村にとっての豪雪のときにもハウスが倒壊したということも過去にはありました。けれども、大きな被害で、もう、何ていいますか、農業が続けられないというような状況になったことは恐らくなかつたんではないかと思ひます。でも、これが想定されるということでありませうけれども、このような場合には、先ほど議員もおっしゃいましたとおり国とか県の支援制度を最大限活用せざるを得ないだろうというふうに考えておりますが、例えば農業用施設、こういったものがよく倒壊をする例もありますし、ことしの19号台風の強風でもってリンゴのトレリスが倒壊して、そのまま列に並んでいたわい化リンゴが根を残して倒れてしまったというようなことありまして、この復旧が大変だったということをお聞きしております。これは、中川村に限らず、伊那市の羽広、ここでは強風のために樹園地、梨棚、それからブドウの棚が全部ペしゃんこになるということがあったようであります。JAの職員を初め関係者がみんなで復旧を行ったというお話も聞いておりますが、こういうことも起こり得るだろうと、現に起こっておるわけでありませうので。おっしゃるとおり、果樹やなんかの場合にはすぐに復旧はできません。立毛——立毛っていいですか、補償であれば、埋まった土砂はすぐ取り除いて、またそこにお米でも植えるとかいう場合もできますけれども、なかなかそれができないということはおわかりませう。6年もかかると、生産が上がるには、そういうこともありますので、こういうことに関しまし

ては、繰り返しになりますけれども、過去にもありましたとおり、村としては状況に応じての支援策を考えていくと、今は、こういうお答えにさせていただければと思っております。

○6 番 (中塚礼次郎) 質問の趣旨を理解していただきました答弁ということで、大変心強く感じております。千曲川の氾濫の状況を見て、あそこに入った土が10cm以上あるとリンゴの木が呼吸できなで枯れてしまうというふうな状況があるというふうなことで、風で落ちたリンゴは、来年はまたなるわけですが、果樹園の基盤とか、そういう、今、村長の言った棚だとか、そういうものに被害が及んだ場合に本当に立ち直っていけるかっていう意味では、村のそういった支援が非常に大事だというふうに思いますので、具体的にここでどうするという事はないですが、根本的な考えとして村がそういう考えを持っておっていただければ、農業をやっておる衆にも本当に安心してできるというふうに私は思いますので、ぜひよろしく願います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)。

[午後3時36分 散会]